

### 3 平成20年度大都市税財源拡充要望(青本要望)の進め方等について

#### (1) 青本要望を実施する必要性・背景

##### ア 大都市の実態

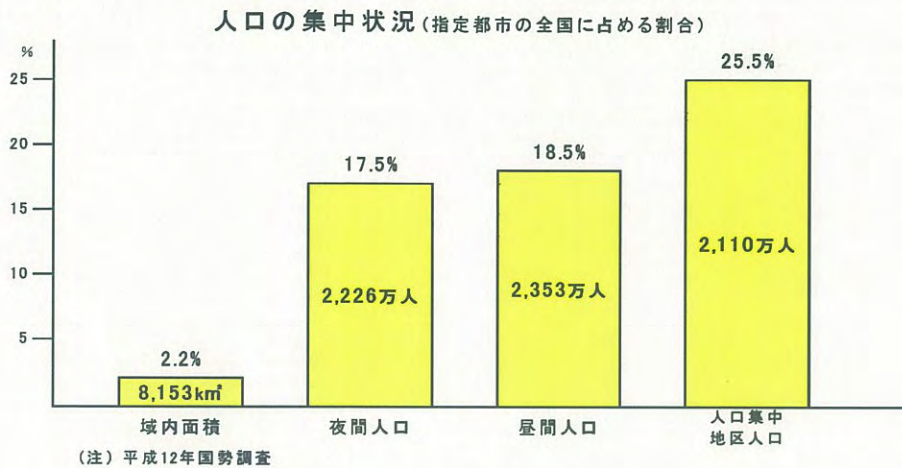
###### (ア) 大都市の役割

大都市は、政治、経済、文化など各分野において主要な地位を占め、我が国の発展に貢献している。

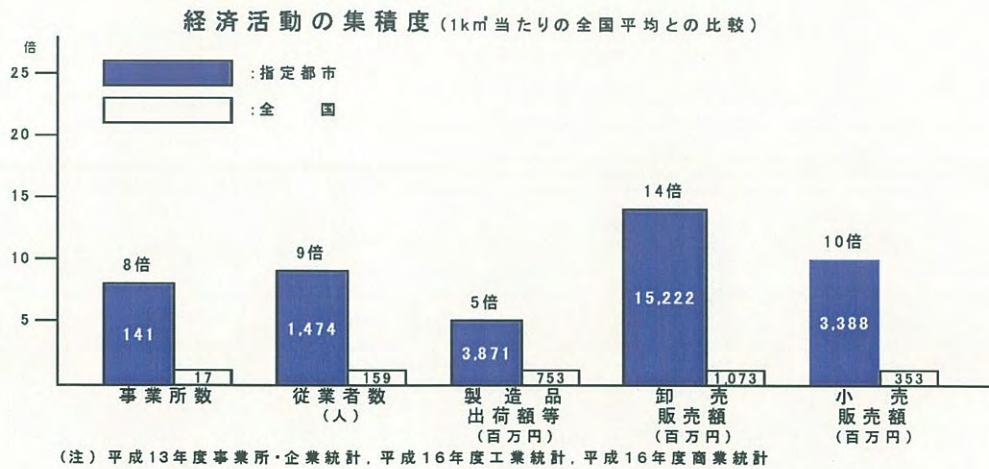
###### (イ) 大都市の課題

大都市への人口、産業経済の集中が、社会資本整備、交通、廃棄物、住宅などの課題を生じさせている。

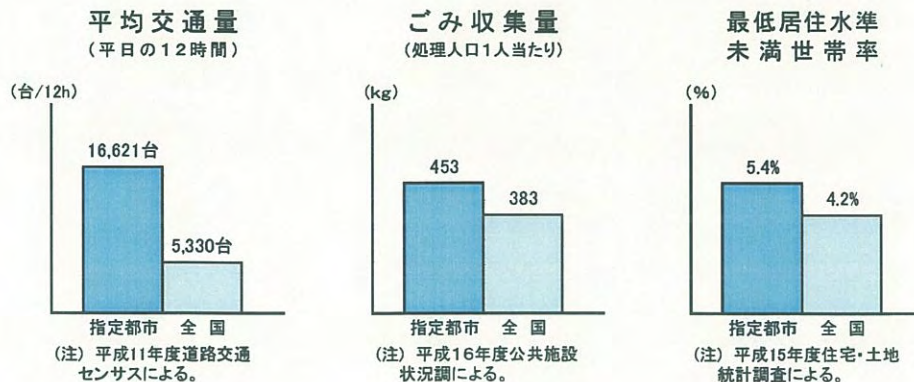
[グラフ1]



[グラフ2]



[グラフ3]





## イ 大都市財政の実態

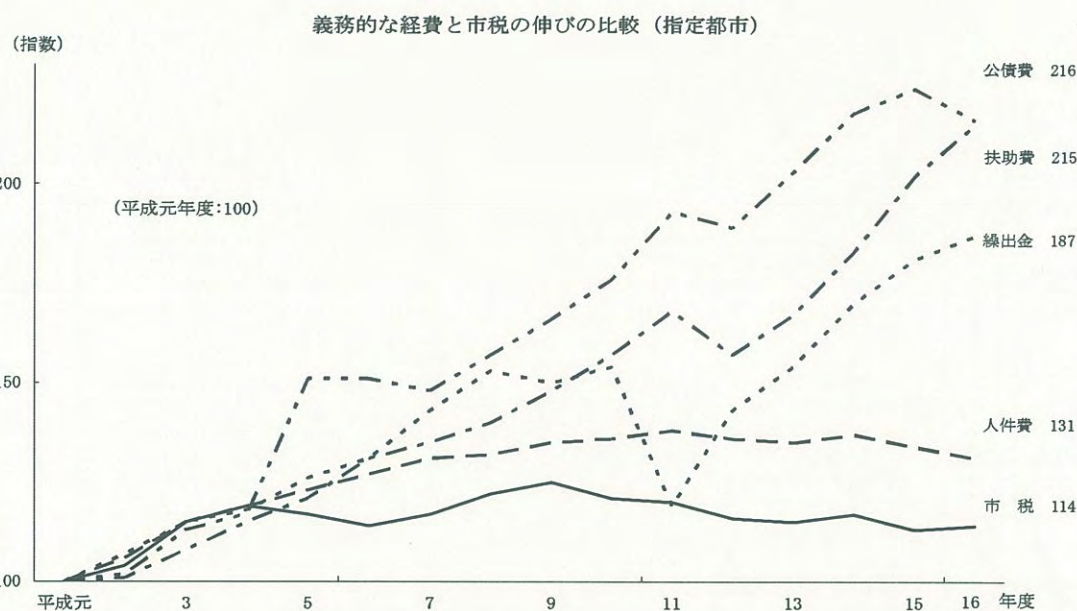
### (ア) 大都市財政の現状

大都市財政は公債費、扶助費等の義務的経費が増加しており、依然として厳しい状況にある。

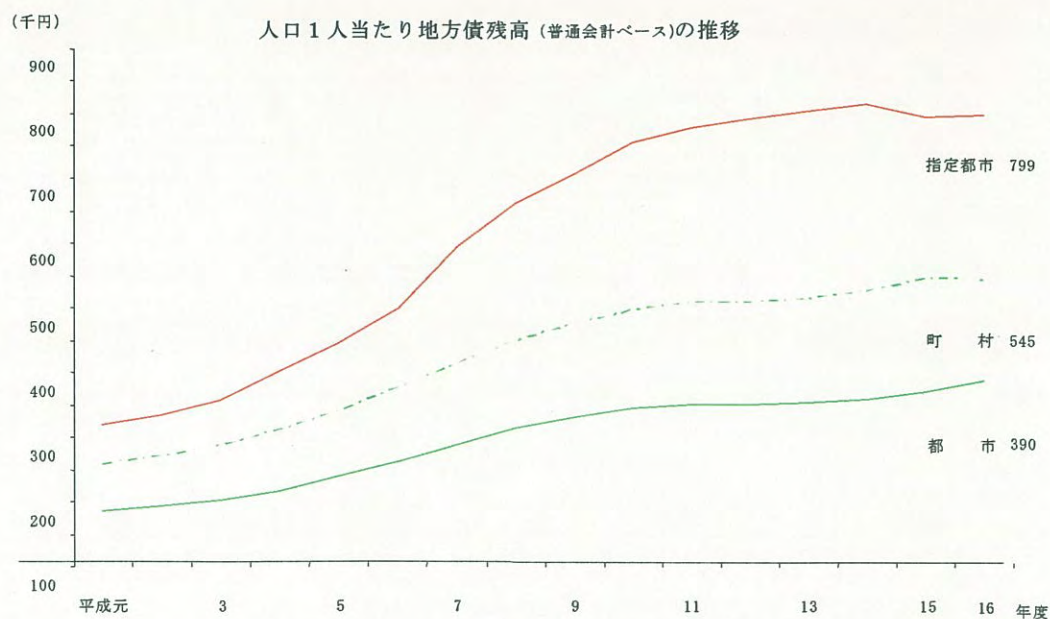
### (イ) 今後の大都市財政の動向

- ① 少子・高齢化、国際化、情報化社会への対応や環境問題への対応、安全・安心な都市づくり等のほか、地方分権の進展に伴う新たな役割分担への対応など財政需要の増加
- ② 市税等一般財源の伸びが期待できない情勢
- ③ 市債残高が多額となったことに伴う公債費の増加

[グラフ 4]



[グラフ 5]





## ウ 現状の国・地方の税源配分等における課題

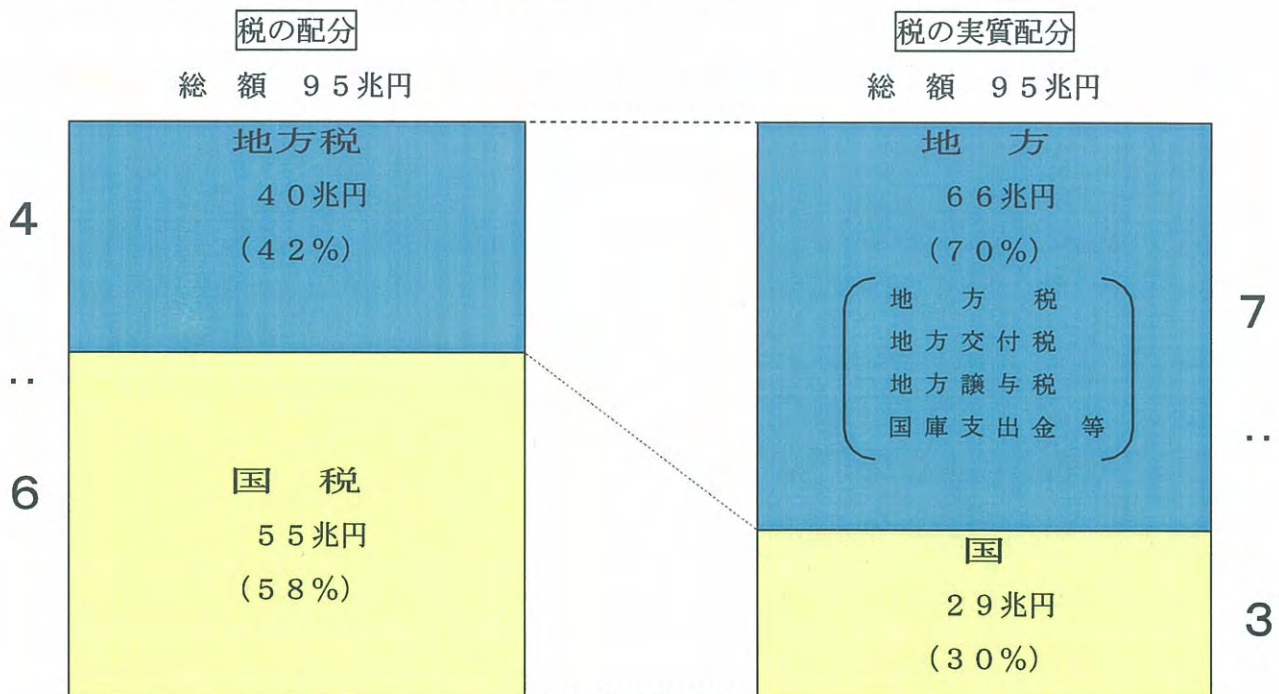
### (ア) 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の地方分権を実現するため、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図ることが課題となっている。

平成18年度までの三位一体の改革において、所得税から個人住民税への、3兆円規模の税源移譲が実現したが、国・地方間の税の配分が6：4であるのに対し、実質配分では3：7と逆転しており、依然として税源配分の不均衡を解消するには至っていない。

このため、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るため、消費税・所得税など複数の基幹税からの税源移譲を行うことにより、国・地方間の税の配分を当面5：5とすることを目指さなければならない。

### ○国・地方における税の配分状況（平成19年度）



※ 国は当初予算額、地方は地方財政計画額による数値

### (イ) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを勘案して、都市税源、特に消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合を拡充強化することが課題となっている。



(参考)

◆ 税の配分状況 (平成19年度)

I 個人所得課税

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額	配分割合
国	所得税	165,450億円	57.7%
道府県	個人道府県民税	46,404	16.2
	個人事業税	2,408	0.8
	小計	48,812	17.0
市町村	個人市町村民税	72,586	25.3
合計		286,848	100.0

II 消費・流通課税

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額	配分割合
国	消費税・揮発油税・酒税等	191,233億円	72.4%
道府県	地方消費税・自動車税等	62,362	23.6
市町村	軽自動車税・入湯税等	10,516	4.0
合計		264,111	100.0

(注) 道府県税である地方消費税等は、一定額が交付金として市町村に交付される。

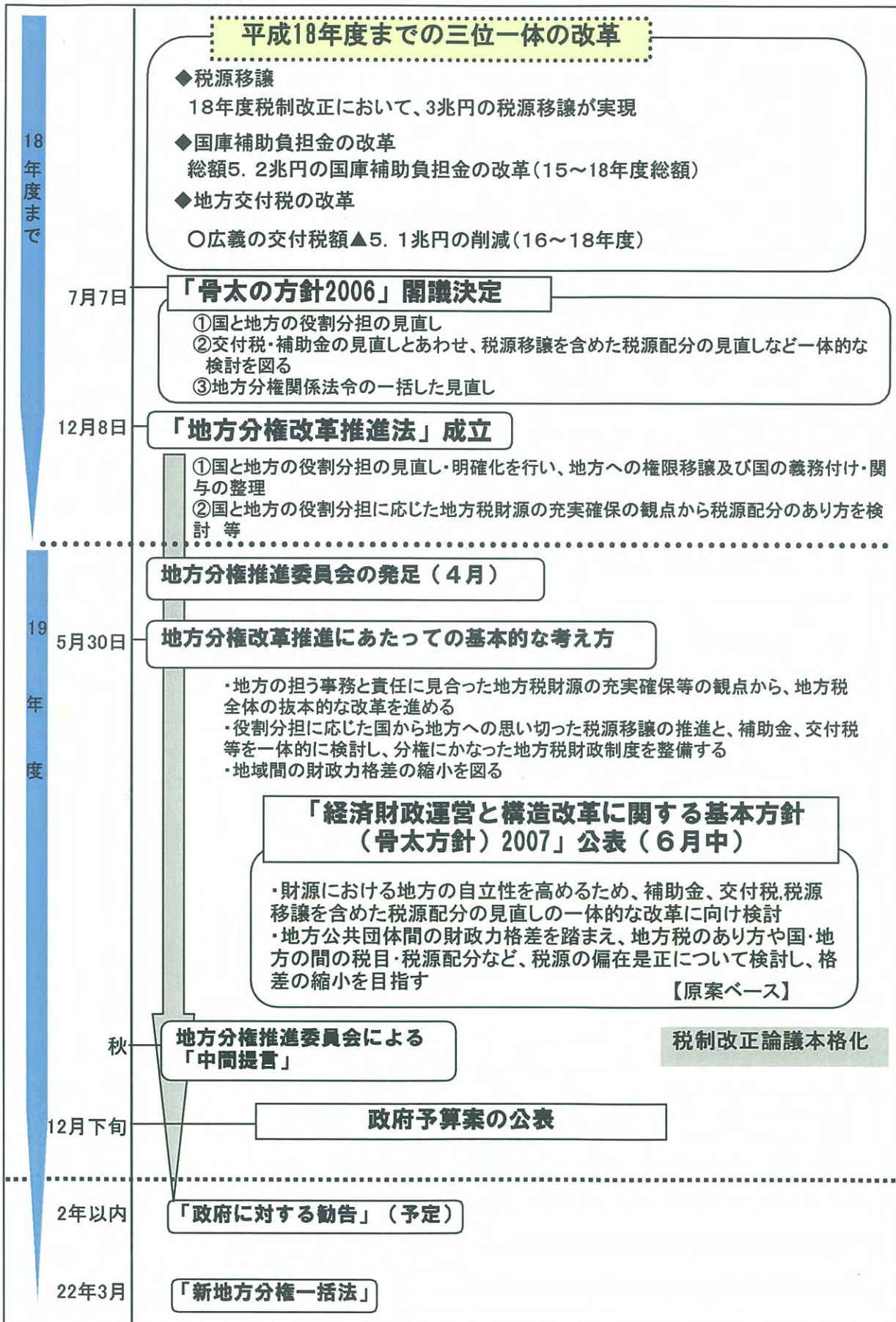
III 法人所得課税

区 分		国の予算額 又は地方財 政計画額	課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	163,590億円	法人所得	30.0%	27.98%	70.8%
道府県	法人事業税	56,473	法人所得	7.2	6.72	17.0
	法人道府県民税	9,669	法人税額	5.0	1.40	3.5
	小計	66,142			8.12	20.5
市町村	法人市町村民税	24,755	法人税額	12.3	3.44	8.7
合計		254,487			39.54	100.0

(注) 表面税率、実効税率、配分割合は、資本金が1億円を超える法人の場合である。



## (2) 最近の地方税財源に関する国等の動向





### (3) 平成20年度青本要望のポイント

#### 19年度要望

#### 20年度要望のポイント

## I 大都市財政の実態

## II 税制の改正

### 1 真の地方分権の実現のための 国・地方間の税源配分の是正

- ・19年度以降も引き続き、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を更に高めていくこと
- ・消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲について、具体的な工程を明示したうえで、早期に実現すること

### 2 大都市特有の財政需要に対応した 都市税源の拡充強化

### 3 事務配分の特例に対応した 大都市特例税制の創設

## III 国庫補助負担金及び 地方交付税の改革等

### 1 国庫補助負担金の廃止・縮減

- ・真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、税源移譲と一体で改革を進めること
- ・指定都市の提言の未実施部分を早期に実現するとともに、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと

### 2 地方交付税の改革

- ・税源移譲による交付税原資の減額分の補填や、通常収支不足の解消は、交付税の法定率引上げによって対応すること。
- ・国の関与や義務付けを見直すことなく、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は決して行わないこと
- ・財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること

## IV 地方債の発行条件の改善等

- ・地方債の発行条件や借換条件の改善を図ること
- ・地方債協議制度における実質公債費比率は、一面的な指標に過ぎないため、大都市の特殊性や、将来の財政健全化に向けた努力等を的確に反映させるよう、制度の運用を改善すること

### 税制の改正

- ・役割分担に応じた地方税財源の拡充に向け、国と地方の税源配分の当面5:5の早期実現
- ・地域による偏在性が少ない消費税等の基幹税からの税源移譲

### 国庫補助負担金の改革等

- ・国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、税源移譲と一体での補助金改革の実施
- ・地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと

### 地方交付税の改革

- ・税源移譲による交付税原資の減額分の補填や、地方の財源不足額については交付税の法定率の引き上げによって解消すること
- ・大都市富裕論を背景とした安易な不交付団体化促進の禁止
- ・国と地方の役割分担の見直しに合わせ、義務付け・関与を廃止すること
- ・地域間の税収格差の是正に向け、税源偏在の調整機能の充実強化

### 地方債の発行条件の改善等

- ・政府系資金繰上償還等の円滑な実施等、地方債の発行条件や借換条件の改善を図ること
- ・財政健全化法制において、実質公債費比率や将来負担比率といった4つの指標の算定・判断基準に、指定都市の実情を十分に配慮すること

## (4) 要望の進め方及びスケジュール

### ア 進め方

政府、各政党及び政府税制調査会等に対し、税制改正の審議等が本格化する時期に、大都市行財政制度特別委員会の委員を中心とした市会と行政とが共同で実施

### イ スケジュール

10月中旬から11月下旬(予定)

### (参考) 昨年度の要望経過

#### 1 市長・市会議長による要望

要望月日	要望先	当番市
10月27日	内閣府・総務省・財務省 ・厚生労働省・各政党	広島市

#### 2 税財政関係特別委員による要望(党派別要望)

要望月日	要望先	幹事市
11月17日	自由民主党	静岡市
11月21日	民主党	川崎市
11月29日	公明党	大阪市
11月15日	日本共産党	京都市
11月16日	社会民主党	北九州市

#### 3 税財政関係特別委員長による要望

要望月日	要望先	当番市
11月23日	衆・参両議院総務委員会	広島市

※なお、青本要望のほか、例年実施している「本市独自要望」や指定都市共同の「国家予算に関する要望」に加え、必要に応じた「緊急要望」等により、国等の動向を見ながら効果的な要望を行う。

# 大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望

(平成19年度)

指 定 都 市



# 大都市財政の実態に即応する財源の 拡充についての要望

平成18年10月

札幌市長  
仙台市長  
さいたま市長  
千葉市長  
川崎市長  
横浜市長  
静岡市長  
名古屋市長  
京都市市長  
大阪市長  
堺市長  
神戸市長  
広島市長  
北九州市長  
福岡市長

上梅相鶴  
阿中小松  
榊關木  
矢秋末  
山

田原川岡部  
田嶋原本  
原田葉吉  
崎

文克宗啓孝  
善武頼淳敬立  
忠興  
太一郎

雄彦一一夫  
宏吉久兼一  
介郎利一  
郎

札幌市議会議長  
仙台市議会議長  
さいたま市議会議長  
千葉市議会議長  
川崎市議会議長  
横浜市議会議長  
静岡市議会議長  
名古屋市議会議長  
京都市議会議長  
大阪市議会議長  
堺市議会議長  
神戸市議会議長  
広島市議会議長  
北九州市議会議長  
福岡市議会議長

大柳青三  
矢伊石岡  
卷坂服浜  
藤中妹

越橋木須  
沢波川本  
野井部本  
田島尾

誠邦一和博  
洋久善  
良  
りつ  
博慎俊

幸彦郎夫  
孝助雄博  
渡和昇子  
之一見

近年における少子高齢化、国際化、情報化の進展等、社会経済情勢の変化に伴い、大都市においては、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化など財政需要は増加の一途をたどっております。さらに地球温暖化対策や廃棄物処理をはじめとする環境問題への対応や都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策についても積極的に推進していかなければなりません。しかしながら、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではないうえ、多額の借入金残高を抱え、その償還が将来にわたり大きな負担となるなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

このため、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、従来にも増して、事務事業や組織機構の見直し、定員の縮減、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行うなど、行財政運営の簡素・効率化や税外収入の確保などに格段の努力を払っておりますが、根本的には地方税など自主財源の拡充強化を図ることが何よりも急務であります。

こうした中、平成18年度までの三位一体の改革において、3兆円規模の税源移譲が実現したところではありますが、真の地方分権を実現するためには、その規模、内容とも不十分な



ものでした。

また、本年7月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が閣議決定され、地方税については、「国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。」との方針が盛り込まれたところでありますが、具体的な数値目標や工程は示されておられません。

地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、歳入構造を地方税中心とすることを目指すべきであり、そのためには引き続き、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲による地方分権改革（「第2期改革」）に取り組む必要があります。

今後とも、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで税源配分の是正を行うとともに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要であります。

こうした方向を目指しつつ、次により税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

# 目 次

I	大都市財政の実態	1
1	大都市の実態	1
2	大都市財政の実態	3
II	税制の改正	5
1	真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
2	大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	5
3	事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	7
4	具体的要望項目	9
(1)	消費・流通課税の充実	9
(2)	所得課税の充実	10
(3)	固定資産税の安定的確保	11
(4)	市町村道路特定財源の拡充	12
(5)	定額課税の見直し	13
(6)	租税特別措置等の整理合理化	14
(7)	日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置	15
III	国庫補助負担金の改革等	16
1	国庫補助負担金の改革	16
(1)	国庫補助負担金の改革	16
(2)	大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し	17
2	国直轄事業負担金の廃止	18
3	国庫補助負担金の運用・関与の改善	19
IV	地方交付税の改革	20
V	地方債の発行条件の改善等	21
1	地方債の発行条件の改善	21
2	地方債協議制度の運用改善	22
3	公営企業金融公庫の財政基盤の新組織への承継	23



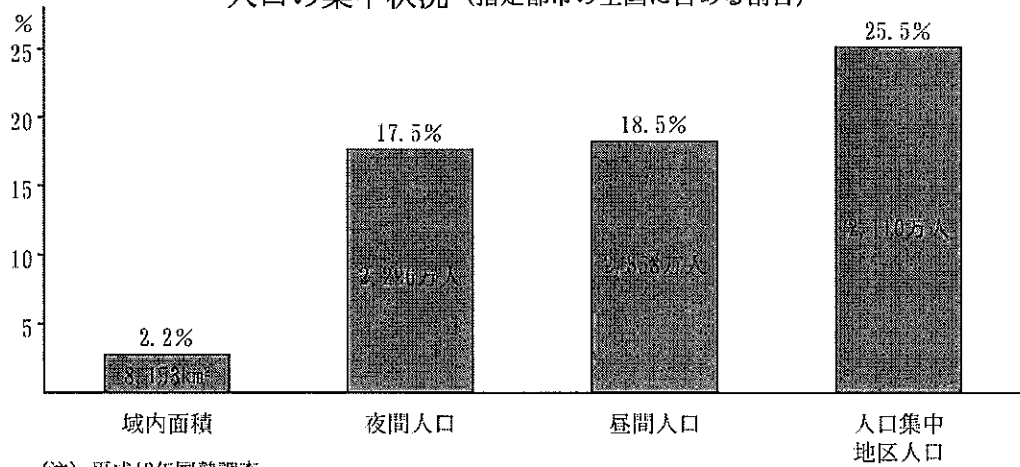
# I 大都市財政の実態

## 1 大都市の実態

大都市は、政治、経済、文化など日本の中核機能を支え、我が国の発展に貢献するという重要な役割を担っており、その大都市機能の強化は、わが国の経済を活性化するうえでも極めて重要な課題であります。

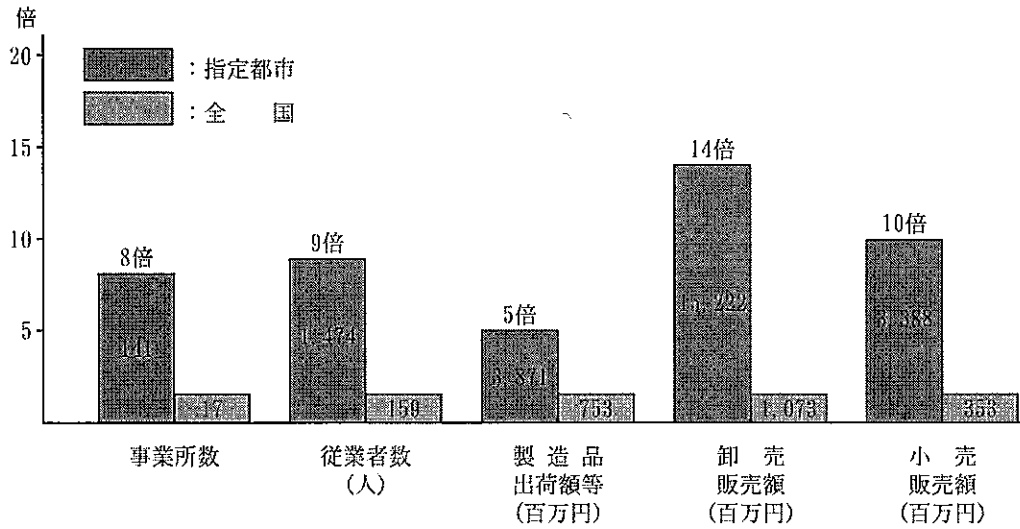
しかしながら、大都市への人口、産業経済の集中は、社会資本整備、交通、廃棄物、住宅などの課題を生じさせています。また、これまで整備してきたインフラの更新による多額の財政負担が見込まれるといった問題もあり、これらにより、大都市特有の財政需要は増加の一途をたどっております。

### 人口の集中状況（指定都市の全国に占める割合）

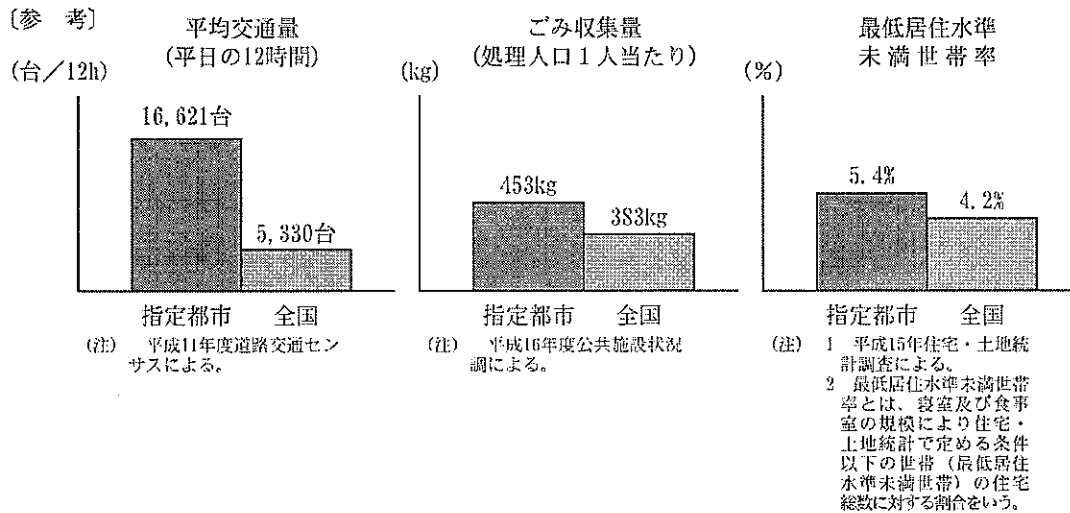


(注) 平成12年国勢調査

### 経済活動の集積度（1km<sup>2</sup>当たりの全国平均との比較）



(注) 平成13年事業所・企業統計、平成16年工業統計、平成16年商業統計



(注) 平成11年度道路交通センサスによる。

(注) 平成16年度公共施設状況調による。

(注) 1 平成15年住宅・土地統計調査による。  
2 最低居住水準未滿世帯率とは、寝室及び食事室の規模により住宅・土地統計で定める条件以下の世帯（最低居住水準未滿世帯）の住宅総数に対する割合をいう。



## 2 大都市財政の実態

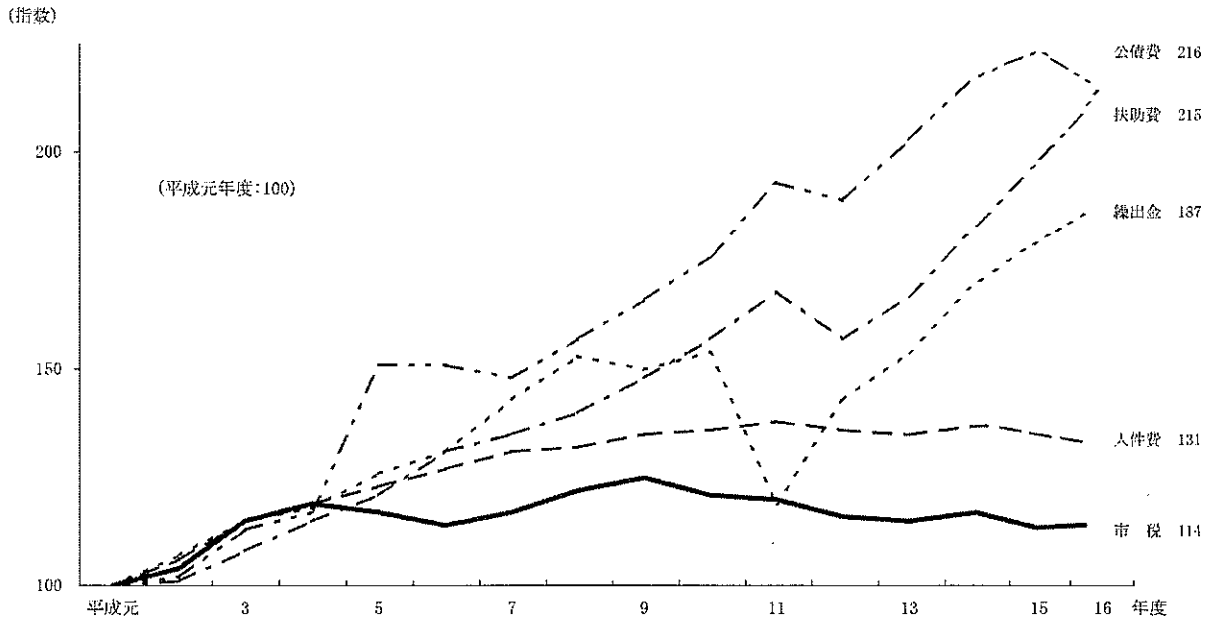
大都市は、事務事業や組織機構の見直し、定員の縮減等による行財政運営の簡素・効率化や税外収入の確保等の行財政改革に努力していますが、その財政は、都市施設の整備に伴う管理運営費とその公債費や扶助費、公営企業会計等への繰出金など義務的な経費が増加しており、依然として厳しい状況にあります。

今後も引き続き、少子高齢化、国際化、情報化社会への対応、地球温暖化対策や廃棄物処理をはじめとした環境問題への対応、都市再生プロジェクトの推進など都市の再生や活性化に関する施策の実施、安全・安心な都市づくりなど財政需要が増加していくことが見込まれるのに対し、税等一般財源の伸びが期待できないほか、臨時財政対策債や景気対策等に伴う地方債の増発により多額の借入金残高を抱えており、この償還が将来にわたり大きな負担となるなど、大都市の財政運営はますます厳しくなっていくことが予測されます。

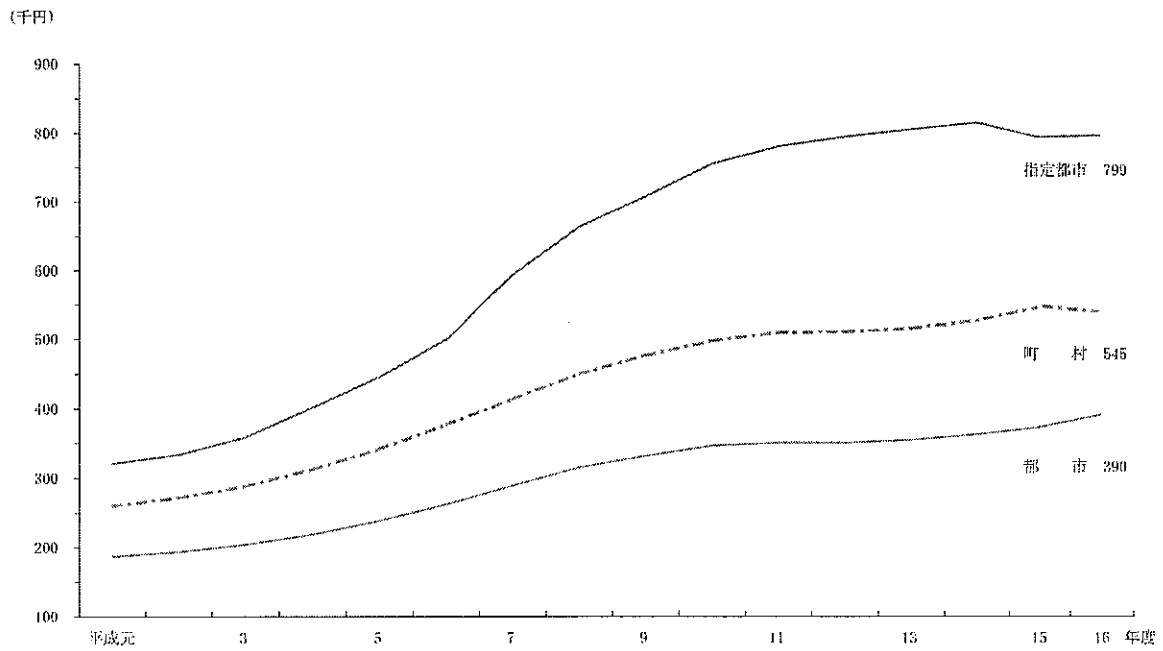
職員数の削減状況

区分	平成11年度から平成16年度 まで（5年間）の実績
指定都市	▲7.1%
地方全体	▲4.6%
国	▲3.1%

### 義務的な経費と市税の伸びの比較 (指定都市)



### 人口1人当たり地方債残高 (普通会計ベース) の推移



## II 税制の改正

### 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

平成 18 年度までの三位一体の改革において、所得税から個人住民税への 3 兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は 5 : 4 となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は 1 : 3 となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、平成 19 年度以降も引き続き、国・地方間の税源配分を是正していく必要がある。

については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲について、国・地方間の「税の配分」が当面 1 : 1 となるよう、その具体的な工程を明示したうえで、早期に実現すること。

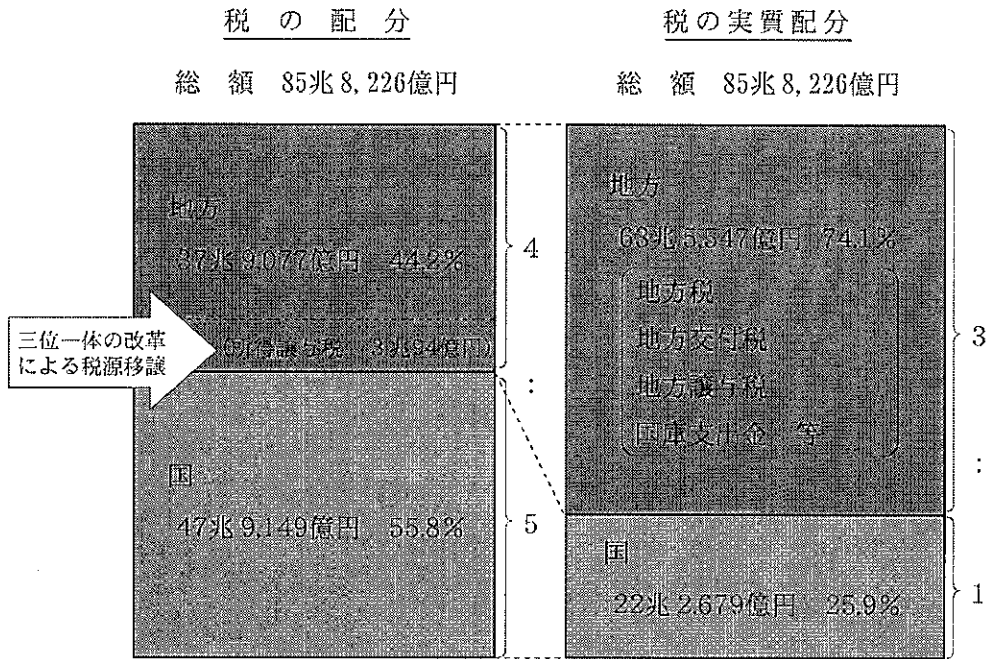
さらに、国と地方の協議と合意のうえで、真の地方分権の実現のための改革を継続し、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

### 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

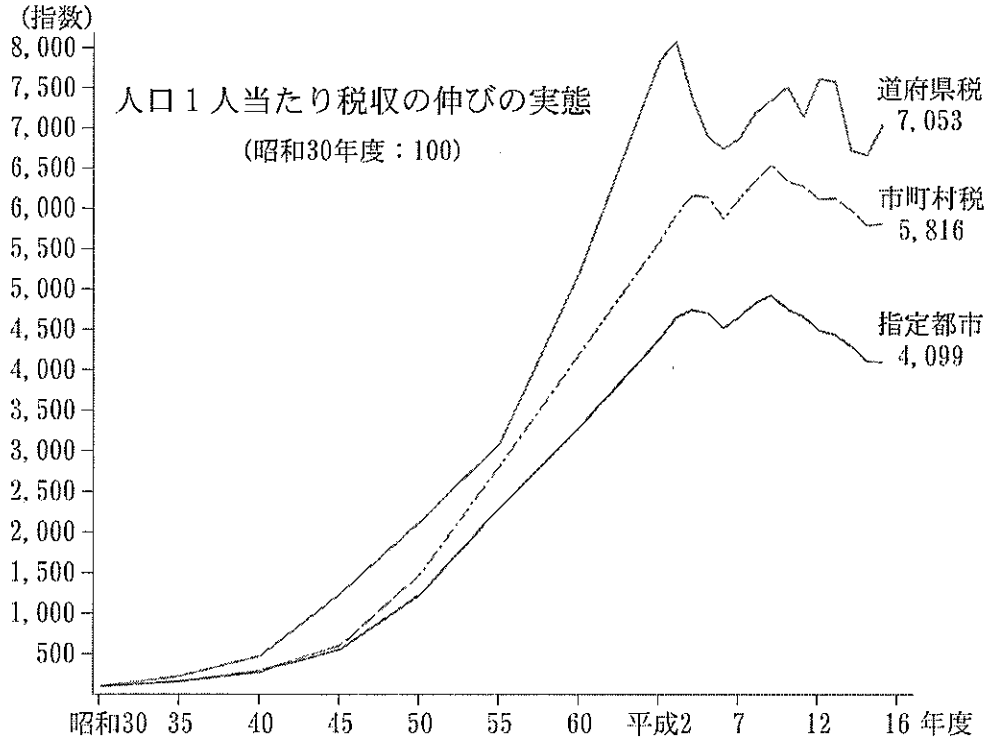
基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市の人口 1 人当たりの税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、大都市特有の財政需要に対応するため、大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを勘案して、都市税源、特に消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。



国・地方における租税の配分状況 (平成18年度)



(注) 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。



(注) 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度ごとの決算ベースでの推移

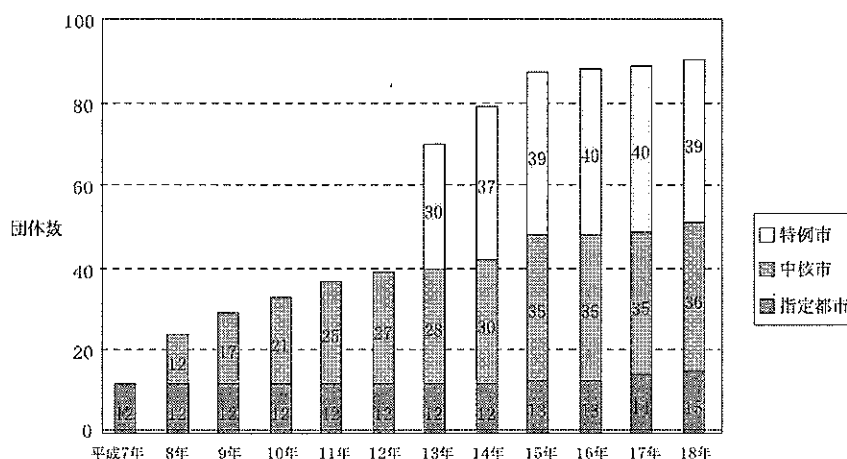
### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

地方分権の進展とともに、指定都市に加え、中核市、特例市の創設など地方の権能は多様化しているものの、市町村税制は事務権限に関係なく画一的であり、受益と税負担の関係にねじれが生じている。

指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていない。さらに、道府県費負担教職員給与費の指定都市への移管が想定される状況にある。

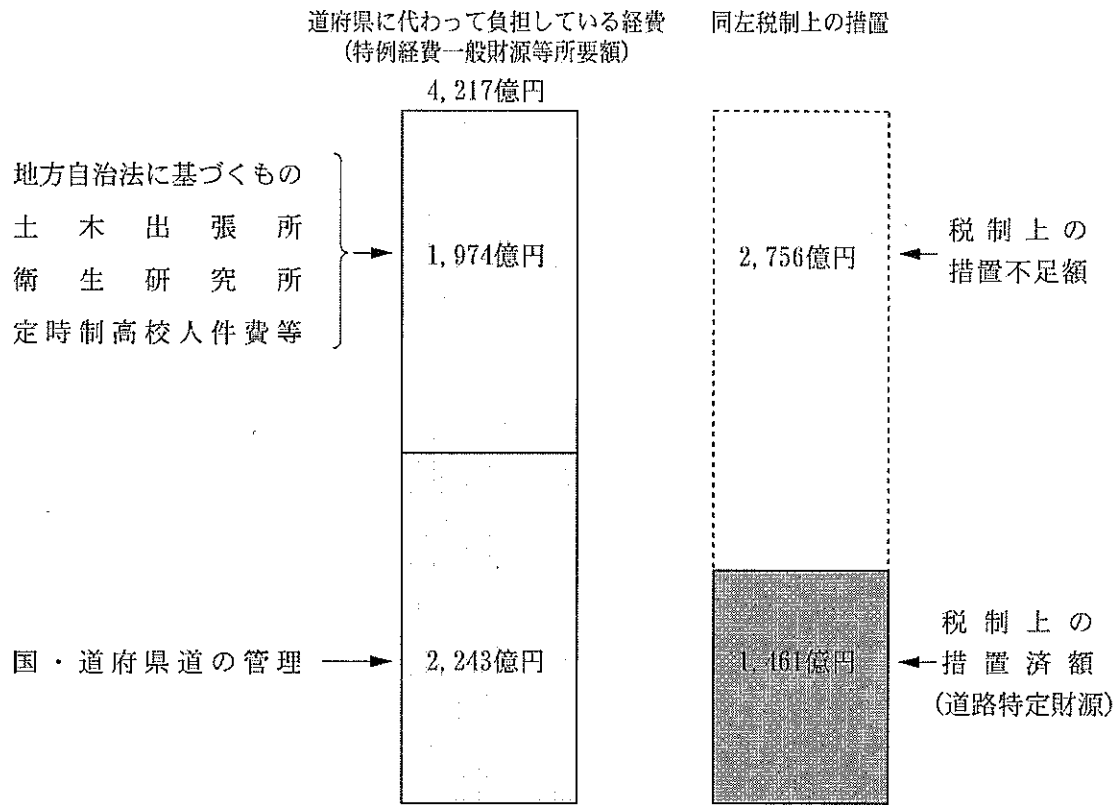
こうした状況を十分考慮し、真の地方分権の実現を図るための事務権限に応じた地方税制のあり方を示す第一歩として、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

地方の権能の多様化（毎年4月1日現在）



# 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足

(平成18年度予算)



※ 道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると、税制上の措置不足額はさらに約7,300億円(平成16年度決算額から国庫負担率変更〔1/2→1/3〕を考慮し算定)拡大。



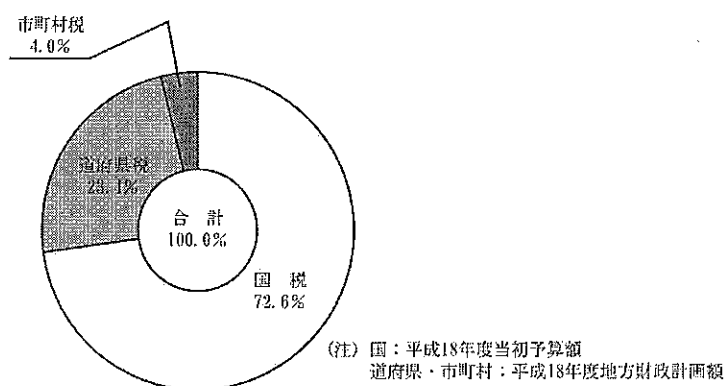
## 4 具体的要望項目

### (1) 消費・流通課税の充実

消費・流通課税は、市町村への配分割合が4.0%と極めて低い現状にあるが、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であることを考慮し、その配分割合の大幅な拡充を図ること。

また、地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後、増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで、極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、一層の充実を図ること。

消費・流通課税の配分割合（平成18年度）



## (2) 所得課税の充実

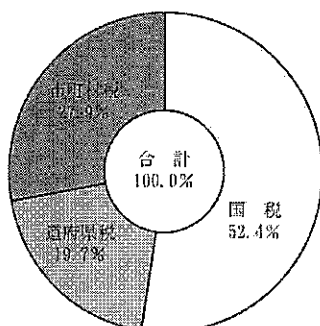
住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源であることを踏まえ、引き続き地方税体系の基幹的地位を占めるべきものである。

ア 平成18年度までの三位一体の改革において、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で一層の充実を図ること。

また、利子所得、配当所得及び株式等譲渡所得に対する課税のあり方については、税負担の公平と地方税収入の確保を図る見地から、適切な見直しを推進すること。

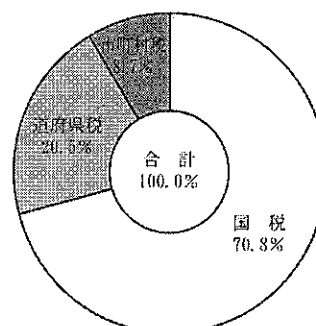
イ 法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に見合う税収確保ができない仕組みになっていることから、その配分割合の拡充を図ること。

個人所得課税の配分割合（平成18年度）



(注) 国：平成18年度所得税当初予算額  
道府県・市町村：平成18年度住民税所得割・事業税(個人)  
の地方財政計画額及び所得譲与税額

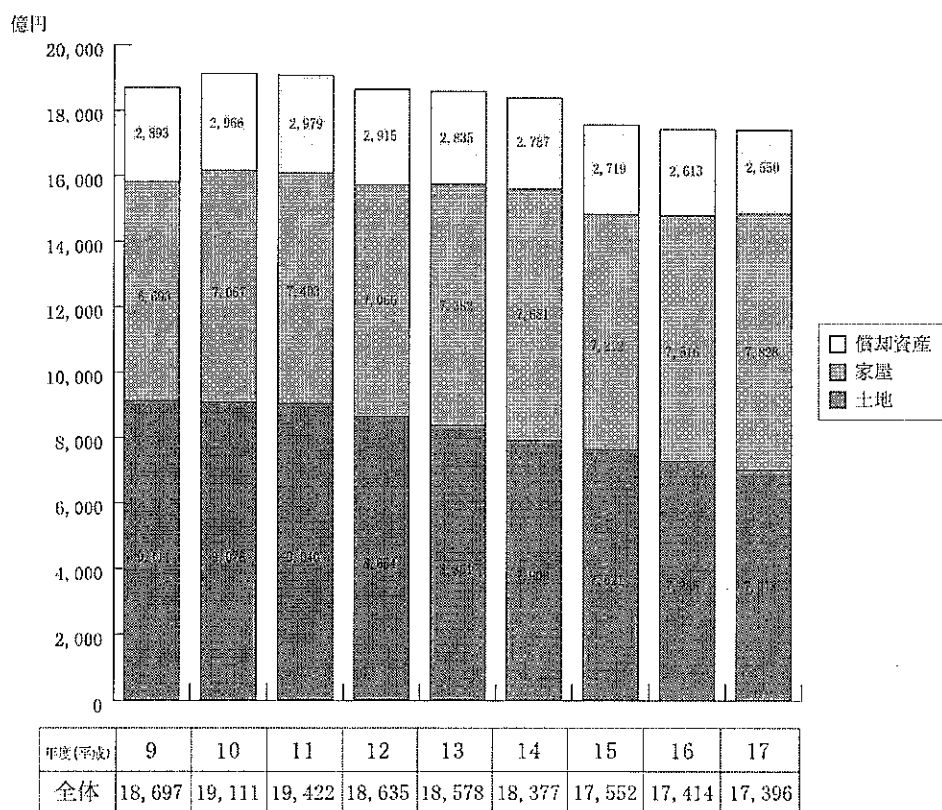
法人所得課税の配分割合（実効税率）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

### (3) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りも小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を一層目指すとともに、その安定的な確保を図ること。



(注) 1 平成16年度までの税額は決算額、平成17年度は決算見込額である。  
 2 表中における評価替え年度は、平成9、12、15年度である。

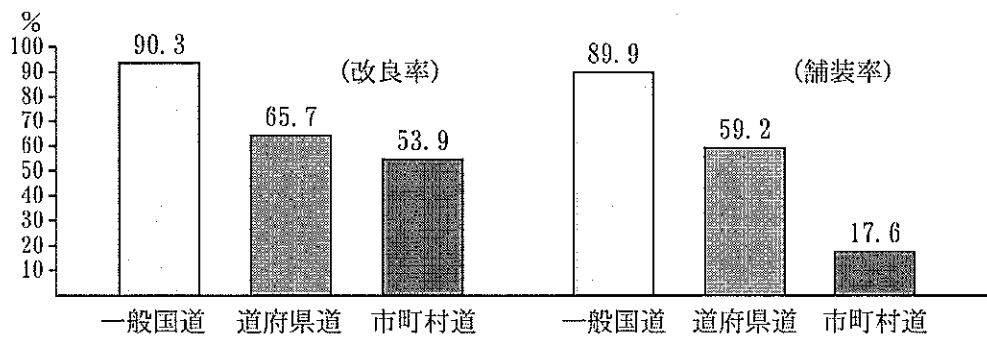


#### (4) 市町村道路特定財源の拡充

市町村道の整備に要する道路特定財源の比率は、国・道府県道に比し極めて低く、依然として、その整備が著しく立ち遅れているため、市町村道路特定財源の配分割合を大幅に引き上げること。

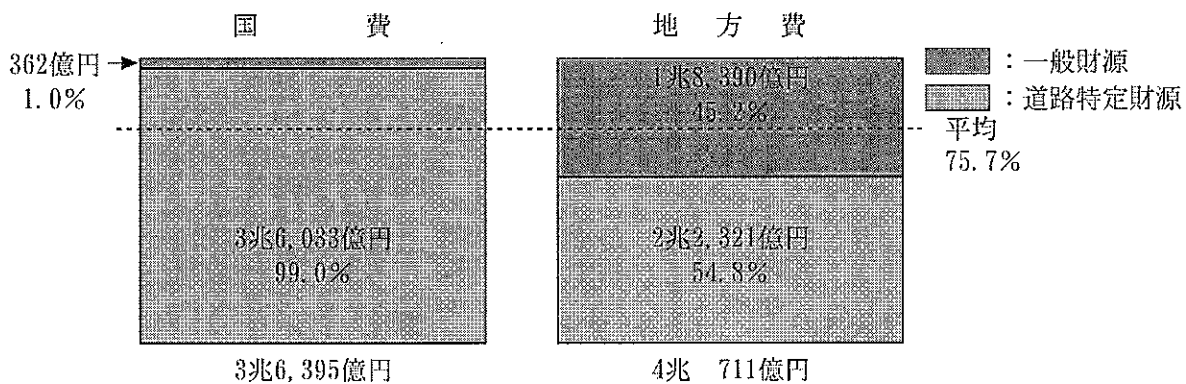
なお、道路特定財源の見直しにあたっては、市町村への配分について十分に配慮すること。

道路整備状況（平成16年4月1日）



[参考]

道路整備事業費における国費・地方費別財源内訳（平成18年度予算）



## (5) 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

### [参 考]

#### 定額課税の現行税率の改正状況

税 目	改 正 年 次	経 過 年 数
特 別 と ん 税	昭和39年	43年
法 人 市 民 税 (均 等 割)	昭和59年 (平成6年一部改正 (注) 1)	23年
軽 自 動 車 税	昭和59年	23年
事 業 所 税 (資 産 割)	昭和61年	21年
個 人 市 民 税 (均 等 割)	平成8年 (注) 2	11年

(注) 1 従業者数が50人以下の法人等について一部改正

2 平成16年度に人口段階に応じた税率区分が廃止されたが、指定都市の税率は、平成8年度から据え置かれている。

## (6) 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置については、漸次その見直しが行われてきたが、なお不十分であるため、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの及び課税の均衡上適当でないもの等については、一層の整理合理化を進めること。

特に、地方税における固定資産税等の非課税、課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

### 租税特別措置等による地方税の減収見込額（平成 18 年度）

（単位：億円）

区 分		国税の租税特別措置による地方税の減収見込額	地方税の非課税等特別措置による減収見込額	合 計
道 府 県 税	道 府 県 民 税	781	395	1,176
	事 業 税	914	1,012	1,926
	計	1,695	1,407	3,102
市 町 村 税	市 町 村 民 税	1,187	851	2,038
	固 定 資 産 税	-	2,856	2,856
	計	1,187	3,707	4,894
合 計		2,882	5,114	7,996

## (7) 日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置

日本銀行納付金は、本来益金であるにもかかわらず、日本銀行法により所得計算上損金に算入される特例措置がとられており、法人市民税の課税対象となっていない。このため、応分の地方税負担がなされるよう適切な措置を講ずること。

なお、当面は、平成10年4月に、日本銀行の事業年度が6月から1年に改められたことにより、納付金制度に伴う多大な還付を生じ、地方財政に影響を与える場合があるので、このような多大な還付の生じることのないよう適切な措置を講ずること。

### 日本銀行に対する地方税の課税状況及び日本銀行納付金の納付状況

(単位：億円)

事業年度(平成)	純益金	法人税	地方税	納付金	
9	上期 (4月～9月)	10,465	972	557	7,388
	下期 (10月～3月)	7,407	2,372	1,295	87
10	4月～3月 (経常利益) 17,994	1	1	14,360	
11	4月～3月 (経常利益) 11,925	0	0	10,858	
12	4月～3月 (経常利益) 14,595	0	0	12,581	
13	4月～3月 (経常利益) 14,832	0	0	13,904	
14	4月～3月 (経常利益) 6,620	0	0	5,053	
15	4月～3月 (経常利益) ▲222	120	50	472	
16	4月～3月 (経常利益) 5,074	1,441	762	1,690	
17	4月～3月 (経常利益) 7,279	1,492	791	3,172	

(注) 平成12年度から平成15年度までの地方税の額については、東京都及び大阪府の外形標準課税による法人事業税分を除外している。

### Ⅲ 国庫補助負担金の改革等

#### 1 国庫補助負担金の改革

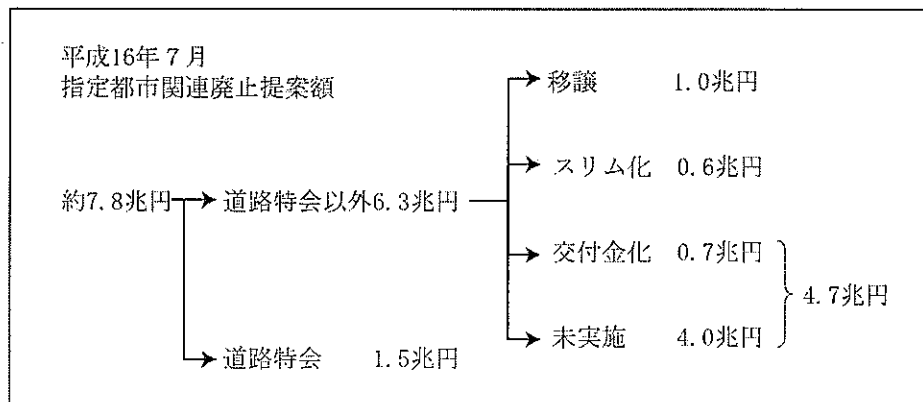
##### (1) 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の改革は、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、税源移譲と一体で進めること。

指定都市市長会がこれまでに提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分について、早期にこれを実現し、その際には、これまでの改革で行ったような、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、併せて廃止のうえ、税源移譲を進めること。

指定都市提言の「廃止すべき国庫補助負担金」の状況





## (2) 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

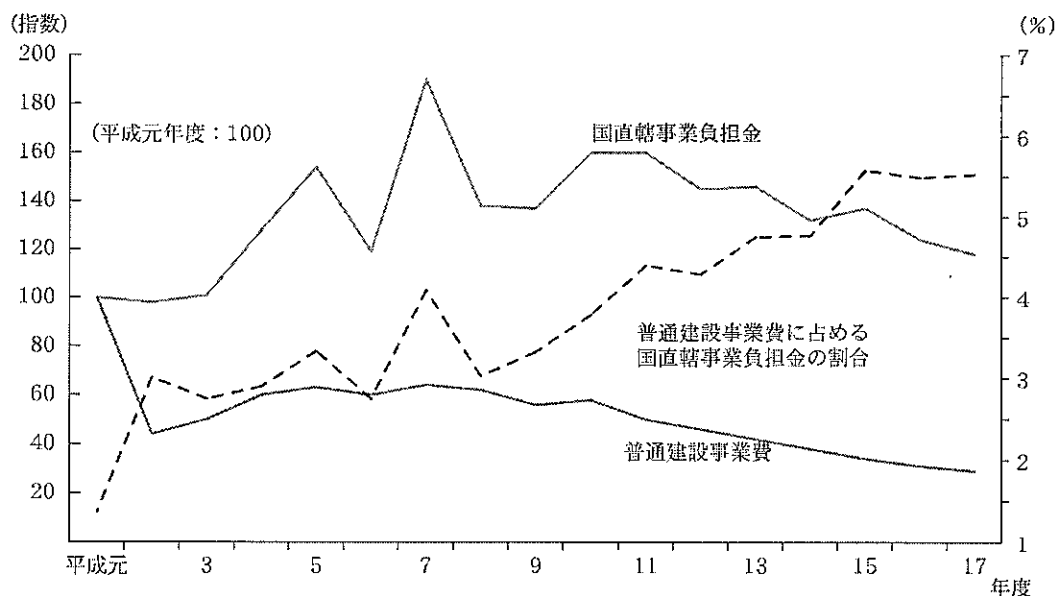
大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しが行われる場合には、都道府県への税源配分のみが行われることなく、指定都市に対しても税源移譲による財源措置等を行うこと。

## 2 国直轄事業負担金の廃止

国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金については、廃止すること。

特に、維持管理費について、本来の管理者である国の全額負担とし、地方負担を直ちに廃止すること。

普通建設事業費と国直轄事業負担金の伸びの比較（普通会計ベース）



- (注) 1 平成元年度から平成12年度まではさいたま市・静岡市・堺市を除いた12市計、平成13年度から平成15年度までは静岡市・堺市を除いた13市計である。  
 2 近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、国直轄事業負担金の占める割合は、年々増大している。

### 3 国庫補助負担金の運用・関与の改善

見直しを行ったうえでなお存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図るとともに、地方の実情にあった弾力的運用を図ることができるものとする。

あわせて、交付申請のための事務手続等の簡素合理化を図ること。

## IV 地方交付税の改革

- (1) 地方交付税は、地方固有の財源であり、その改革については、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進め、その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視し、国の関与や義務付けを見直すことなく、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。
- (2) 税源移譲の際に生じる交付税原資の減額分の補填や、国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる通常収支不足の解消は、交付税の法定率引上げによって対応すること。
- (3) 地方交付税の算定基準の見直しにあたっては、単に人口・面積で機械的に配分するのではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。
- (4) 地方財政の予見可能性を高め、地方自治体が計画的な財政運営を行うことができるよう、地方とともに、「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

# V 地方債の発行条件の改善等

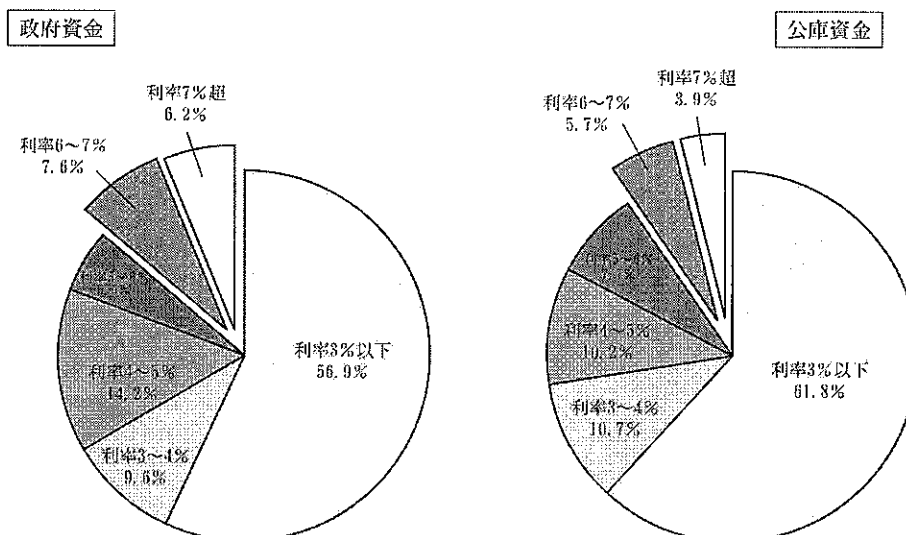
## 1 地方債の発行条件の改善

公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政健全化を推進するため、政府資金や公庫資金について地方債の発行条件を改善し、安定的に確保すること。

さらに、政府資金や公庫資金に係る既発債の繰上償還、借換えについて特段の配慮をすること。

また、地方債の償還については、施設の耐用年数に応じた償還期間の延長などの弾力的運用ができるよう配慮すること。

政府資金及び公庫資金の利率別借入残高の構成比  
(平成17年度決算見込全会計ベース 指定都市合計)



(注) 都市施設の整備や近年の累次の景気対策等に伴い、公債費が急増しているほか、過去に高金利で借り入れた政府資金等の償還が大都市の財政運営にとって多大な負担となっている。



## 2 地方債協議制度の運用改善

地方債の協議制度は、地方分権一括法の施行に伴い、地方の自主性をより高め、地方債の円滑な発行、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、これまでの許可制度に替えて平成18年度から導入されたものである。

協議制度への移行に際し導入された新たな基準としての実質公債費比率は、単に公債費による財政負担に着目した指標にすぎず、これのみをもって制度を運用することは、地方公共団体の財政力や財政の健全性に関して市場の誤解を招く恐れがある。

大都市は、わが国の発展を支える重要な役割を担うため、交通網、下水道などのインフラ整備に努めてきているが、現行の運用は、そのような大都市の特殊性や、各団体の将来の財政健全化に向けた公債残高の縮減努力が全く反映されないなどの問題がある。

地方分権の推進の観点から行われた地方債協議制度への移行の趣旨に鑑み、都道府県、大都市、一般市町村それぞれの特性や財政状況を的確に反映することにより、地方公共団体の自主的な資金調達に支障を来さないよう、制度の運用を改善すること。

### 3 公営企業金融公庫の財政基盤の新組織への承継

公営企業金融公庫の廃止に伴う「政策金融改革に係る制度設計」において、「地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立し、「公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理する」とされているが、指定都市の地下鉄や上・下水道などの都市基盤整備・更新に要する長期・低利の資金についても、安定的な調達が可能となるよう、現在の公庫の財政基盤については、新組織へ確実に、全額を承継させること。

また、国が「必要な法制度を整備する」に当たっては、地方と協議を行い、地方の意見を反映すること。

公営企業金融公庫の資産等（平成 17 年度末）

資産		資本・負債	
貸付金	24.8兆円	発行済み債券	21.8兆円
現金預け金	0.6兆円	特別法上の引当金	2.8兆円
		うち債券借換損失引当金	2.6兆円
		※ 借換に伴う将来の金利変動リスクへの対応等のため、地方団体の利払いを原資として引当てしているもの	
		公営企業健全化基金	0.9兆円
		※ 地方団体が公営競技の収益金の一部を公庫へ納付	
その他	0.5兆円	その他	0.4兆円
合計	25.9兆円	合計	25.9兆円

大都市財政の実態に即応する財源の拡充  
についての重点要望（平成19年度）

平成18年10月 指定都市

- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 国庫補助負担金の改革
- 5 地方交付税の改革

# 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況

《現 状》

《当 面》

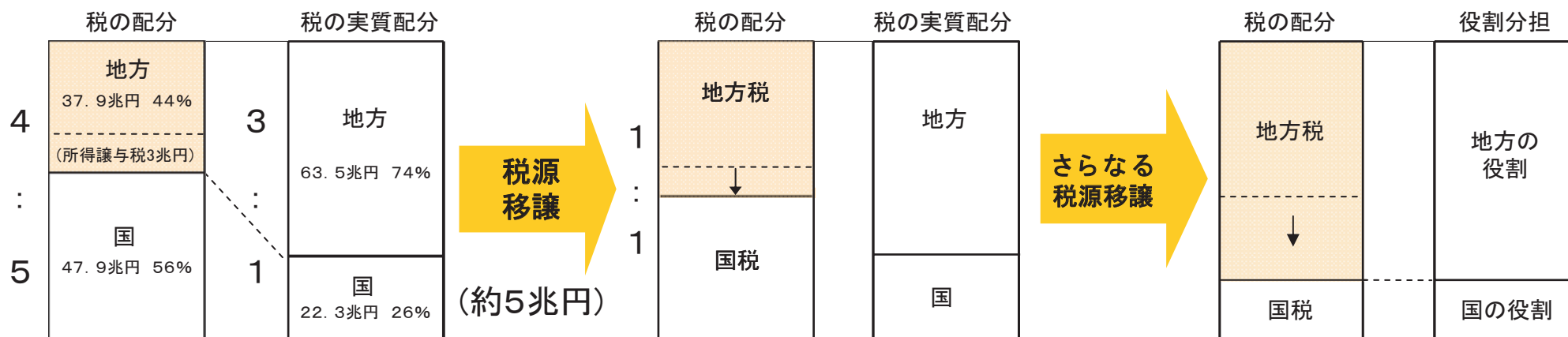
《将来的には》

税の配分の抜本的な是正が必要！

国 1 : 地方 1

国と地方の新たな役割分担  
に応じた税源配分

平成18年度予算



税源移譲 (約5兆円)

さらなる税源移譲

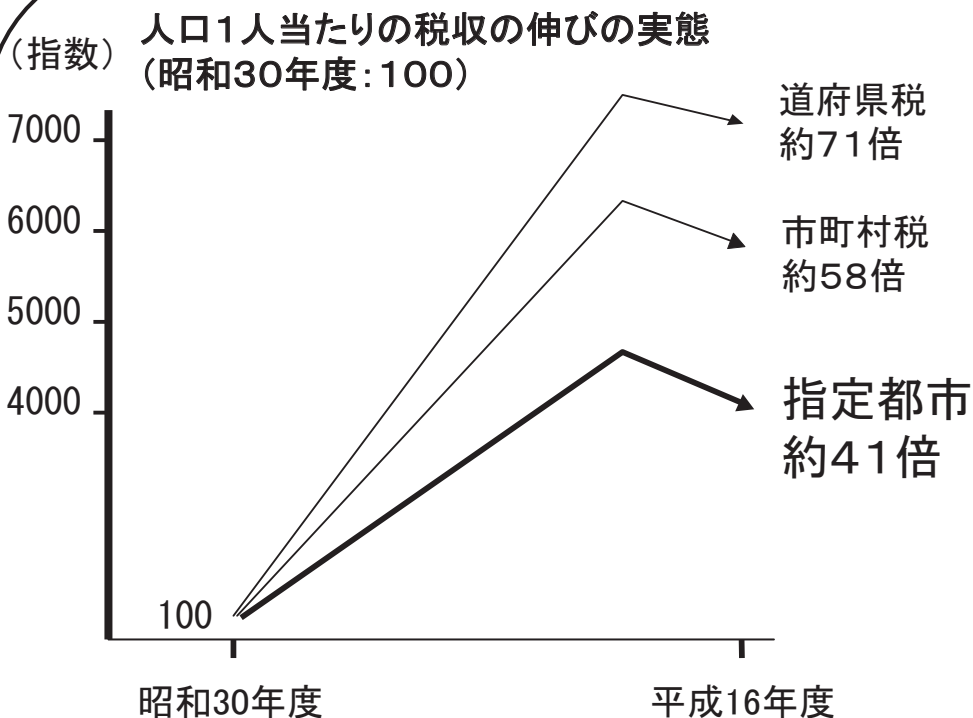
※国の当初予算、地方財政計画額

**【指定都市の要望】 真の地方分権の実現のためには国から地方への税源移譲が必要**  
 《当面》 消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分を1:1とすること。  
 《将来的には》 国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合をさらに高めていくこと。

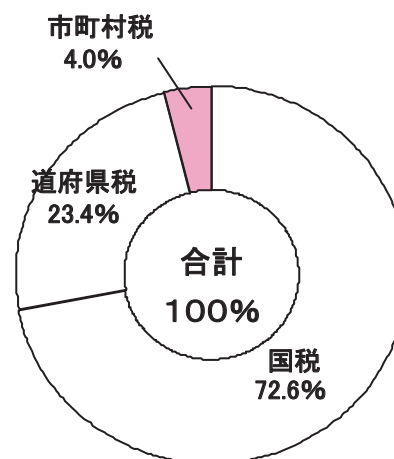


## 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

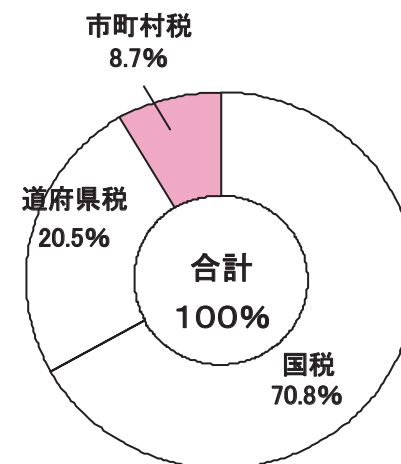
社会資本整備、交通、廃棄物、住宅など  
大都市特有の財政需要は増加の一途！



消費・流通課税の配分割合  
(平成18年度予算)



法人所得課税の配分割合



指定都市の人口1人当たりの税収の伸びは相対的に低い。

都市的税目の配分割合が極めて低い。

### 【指定都市の要望】

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源、特に消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

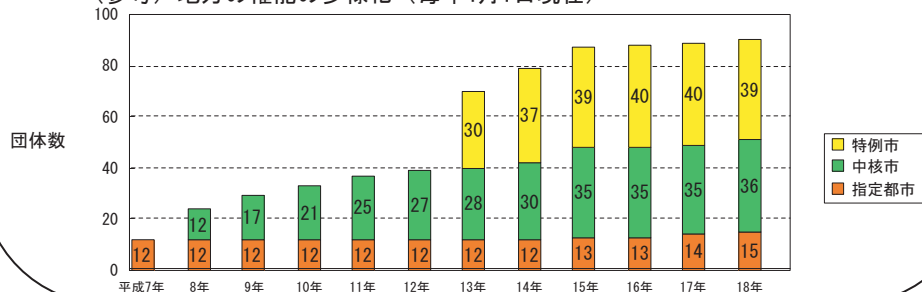
指定都市に加え、  
中核市、特例市の  
創設など地方の権  
能は多様化

市町村税制は  
事務権限に関係なく  
画一的

**受益と税負担の関係にねじれ!!**

真の地方分権の実現を図るためには  
事務権限に応じた地方税制が必要

(参考) 地方の権能の多様化 (毎年4月1日現在)



大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額  
(平成18年度予算)

道府県に代わって負担している経費  
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

4,217億円

1,974億円

地方自治法に基づくもの  
土木出張所  
衛生研究所  
定時制高校人件費等

2,243億円

国・道府県道の管理

2,756億円

税制上の  
措置不足額

1,461億円

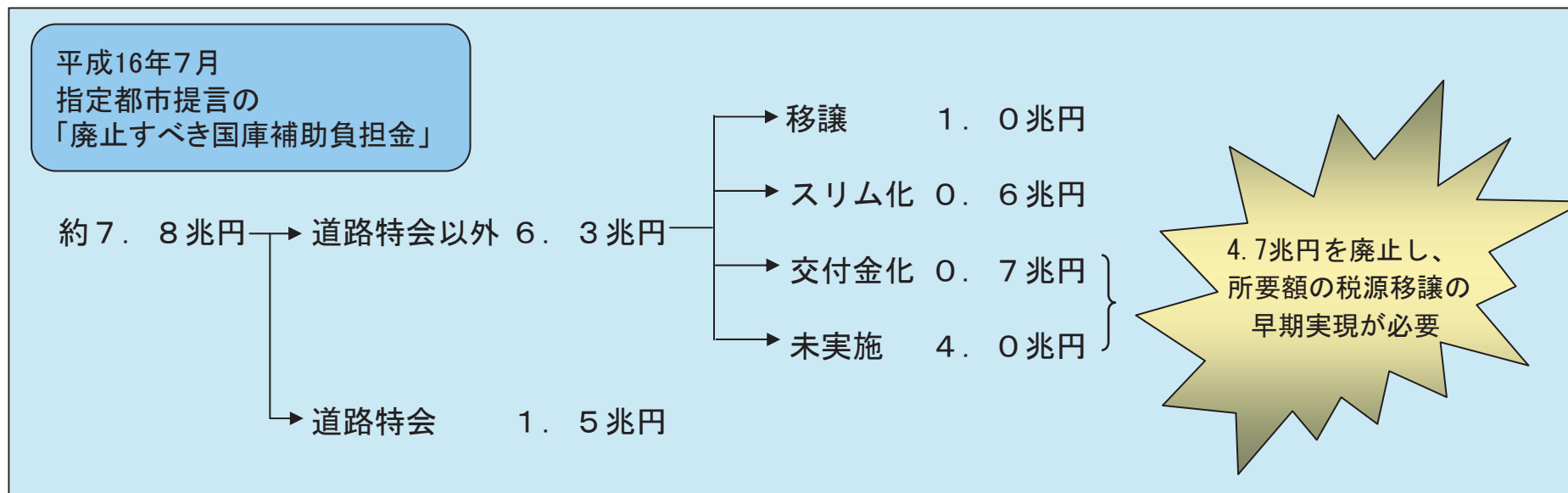
税制上の措置済額  
(道路特定財源)

道府県費負担教職員給与費が  
指定都市の負担とされると・・・  
その影響額はさらに約7,300億円!!  
(平成16年度決算)

#### 【指定都市の要望】

道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

## 4 国庫補助負担金の改革



### 【指定都市の要望】

- 国庫補助負担金の改革は、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、税源移譲と一体で進めること。
- 指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分を早期に実現すること。
- 地方の自由度拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わず、交付金化された国庫補助負担金についても、併せて廃止のうえ、税源移譲を進めること。

## 5 地方交付税の改革

### 地方交付税は地方固有の財源

「地方交付税は、地方の固有財源である。」

平成17年2月15日衆議院本会議 小泉内閣総理大臣発言

### 通常収支の不足

地方交付税等

約19兆円

法定5税分等

約15兆円

引上げ!

18年度地方財政計画

### 大都市特有の財政需要

- 大都市の事務配分の特例に基づく財政需要  
(=道府県に代わって行う事務)
- 大都市への人口、産業経済の集中による財政需要  
(=日本の中枢機能としての役割)

人口・面積のみで  
捕捉できない!

### 【指定都市の要望】

- 地方交付税は、地方固有の財源であり、その改革については、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進め、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は決して行わないこと。
- 税源移譲の際に生じる交付税原資の減額分の補填や、国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる通常収支不足の解消は、法定率の引上げによって対応すること。
- 算定基準の見直しにあたっては、単に人口・面積で機械的に配分するのではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。
- 地方財政の予見可能性を高め、地方自治体が計画的な財政運営を行うことができるよう、地方とともに、「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

# 説 明 資 料

大都市財政の実態に即応する  
財源の拡充についての要望

(平成19年度)

指 定 都 市

# 目 次

I 大都市財政の実態	1
1 大都市の実態	1
(1) 人口移動の状況	1
(2) 公共施設等の実態	3
2 大都市財政の実態	11
(1) 財政構造の推移	11
(2) 福祉対策にかかる財政負担の状況	12
(3) 交通事業、下水道事業、病院事業への繰出金等の状況	13
II 税制の改正	15
1 税の配分の実質配分との乖離	15
2 市町村とくに大都市における税収入の伸び悩み	17
(1) 大都市税収の伸びの低さ	17
(2) 歳入中に占める税収入の割合の低下	17
(3) 市町村税の地位の低下	18
(4) 減税施策の影響	19
3 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足	20
4 具体的要望の説明——都市税源拡充の必要性——	22
(1) 消費・流通課税の配分割合の低さ	22
(2) 市町村税における所得課税の配分割合の低さ	23
(3) 固定資産税収の推移	25
(4) 市町村道路特定財源比率の低さ	26
(5) 定額課税の税率の現状	27
(6) 租税特別措置等による市町村税の減収	28
(7) 日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置	29

# I 大都市財政の実態

## 1 大都市の実態

大都市への人口、産業経済の集中は、社会資本整備、交通、廃棄物、住宅などの課題を生じさせている。また、これまで整備してきたインフラの更新による多額の財政負担が見込まれるといった問題もあり、これらにより、大都市特有の財政需要は増加の一途をたどっている。

### (1) 人口移動の状況

大都市周辺部における人口の増加など人口分布の状況及び通勤・通学による人口流動の激化は大都市特有の財政需要をもたらしている。



① 人口分布の状況

都市名	平成12年国調										
	7年国調	人口		国仲調率	区数	人口急増区	人口減少区	人口増加最高区		人口減少最高区	
	人口	人口	%				区名	増加率	区名	減少率	
札幌市	千人 1,757	千人 1,822	4	10	1	-	清田区	10	-	-	
仙台市	971	1,008	4	5	1	-	泉区	10	-	-	
さいたま市	1,079	1,133	5	-	-	-	-	-	-	-	
千葉市	857	887	4	6	1	1	緑区	23	稲毛区	△2	
川崎市	1,203	1,250	4	7	-	2	-	-	幸区	△2	
横浜市	3,307	3,427	4	18	1	3	都筑区	33	栄区	△4	
静岡市	728	720	△1	-	-	-	-	-	-	-	
名古屋市	2,152	2,172	1	16	-	7	-	-	南区	△4	
京都市	1,471	1,474	0	11	-	5	-	-	東山区	△7	
大阪市	2,602	2,599	△0	24	-	12	-	-	此花区	△5	
堺市	803	792	△1	-	-	-	-	-	-	-	
神戸市	1,424	1,493	5	9	2	3	灘区	24	垂水区	△6	
広島市	1,117	1,134	2	8	1	3	安佐南区	10	中区	△3	
北九州市	1,020	1,011	△1	7	-	5	-	-	八幡東区	△6	
福岡市	1,285	1,341	4	7	-	-	-	-	-	-	
全国合計	125,570	126,926	1	-	-	-	-	-	-	-	
全国に占める指定都市人口の割合	17.3%	17.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 人口急増区数は、平成7年国調から平成12年国調までの間の人口増加率が10%以上であり、かつ、増加数が5,000人以上である区とする。

② 人口流動の激化の状況

都市名	平成12年国調				
	夜間人口	流入人口 (流入率)	流出人口 (流出率)	昼間人口 の増△減	行政区単 位の流入 人口(率)
札幌市	千人 1,822	千人 85 (5%)	千人 62 (3%)	千人 23	千人 545 (30%)
仙台市	1,008	131 (13)	49 (5)	82	350 (35)
さいたま市	1,133	280 (25)	374 (33)	△94	- (-)
千葉市	887	178 (20)	202 (23)	△24	282 (32)
川崎市	1,250	236 (19)	388 (31)	△152	334 (27)
横浜市	3,427	407 (12)	731 (21)	△324	973 (28)
静岡市	720	100 (14)	67 (9)	33	- (-)
名古屋市	2,172	547 (25)	181 (8)	366	1,093 (50)
京都市	1,474	248 (17)	118 (8)	130	536 (37)
大阪市	2,599	1,333 (51)	264 (10)	1,069	1,858 (71)
堺市	792	116 (15)	176 (22)	△60	- (-)
神戸市	1,493	219 (15)	175 (12)	44	510 (34)
広島市	1,134	99 (9)	62 (5)	37	365 (32)
北九州市	1,011	81 (8)	47 (5)	34	241 (24)
福岡市	1,341	265 (20)	71 (5)	194	571 (43)

(注) 行政区単位の流入人口は、15歳未満を含まず。

## (2) 公共施設等の実態

### ア 道路の現況

大都市においては、膨大な交通量に比し道路率が低く、慢性的な交通渋滞が発生しており、道路整備が不十分である。しかも、これらの道路は自動車交通を中心として整備されてきたため、生活道路を中心とした市道の整備が遅れている。

### 道 路 の 現 況

都 市 名	平日の12時間平均交通量(台/12h)		道路率 (%)		改良率 (16.4.1) (%)				舗装率 (16.4.1) (%)			
	平成11年	平成11年	昭和40年	平成16年	国道	道府県道	市道	計	国道	道府県道	市道	計
札幌市	17,878	1.13	2.0	5.5	100	100	76	78	100	93	13	20
仙台市	14,732	0.96	1.7	3.5	96	85	81	82	99	91	43	48
さいたま市	—	—	—	11.7	99	89	64	66	100	98	11	17
千葉市	20,973	1.05	—	8.4	100	83	57	59	100	99	23	29
川崎市	17,660	1.11	6.1	11.9	100	99	75	77	100	100	76	78
横浜市	24,554	1.18	5.4	12.2	100	92	69	71	100	100	83	84
静岡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名古屋市	20,589	0.97	11.0	16.9	100	95	65	68	100	96	30	35
京都市	10,844	1.23	2.6	3.7	84	57	53	55	94	79	55	59
大阪市	22,610	1.07	11.1	17.9	100	94	83	85	100	100	88	89
堺市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	13,564	0.88	3.0	6.3	96	78	52	55	99	87	51	55
広島市	12,552	1.08	6.8	3.8	96	61	68	69	100	67	42	46
北九州市	14,111	0.99	3.1	6.2	93	62	58	60	99	86	25	32
福岡市	13,353	1.25	4.3	8.4	100	84	72	73	100	86	22	28
全 国	5,330	0.76	—	1.8	90	66	54	57	90	59	18	25

- (注) 1 国土交通省道路局編「道路統計年報(2005年版)」及び「道路交通センサス(平成11年度)」による。  
 2 平日の12時間平均交通量は、平日の午前7時から午後7時までの一般道路で全車を対象とする交通量である。  
 3 平日の12時間平均混雑度は、平日の午前7時から午後7時までの一般道路の交通量の交通容量に対する比である。  
 4 道路率は、市域面積に占める道路面積(道路部)の割合である。  
 5 改良率及び舗装率は、国・道府県・市道の区分による当該実延長に対する改良舗装の延長率である。(なお、16年の改良済延長については国道・道府県道の幅員5.5m未満のもの、舗装済延長については簡易舗装道を除く。)

## イ 都市公園の現況

大都市における公園は、防災・過密対策として極めて重要な施設である。また、国土緑化や都市公害対策としての緑地保全・都市緑化の観点からも、市民の旺盛なスポーツ・レクリエーション需要を満たすうえからも、不可欠なものであるが、都市公園法による公園面積の基準に達していない都市が多数存在する。

都市公園の現況（平成18年4月1日現在）

都市名	都市公園 計画面積	都市公園 開設面積	住民1人当たり公園面積		
			計画	開設	都市公園法 基準達成率
	ha	ha	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
札幌市	3,075	2,035	16.5	10.9	109
仙台市	998	1,240	10.0	12.4	124
さいたま市	741	589	6.2	5.0	50
千葉市	919	812	9.9	8.8	88
川崎市	1,332	492	10.0	3.7	37
横浜市	2,550	1,635	6.9	4.6	46
静岡市	1,267	386	18.3	5.6	56
名古屋市	2,823	1,511	12.8	6.8	68
京都市	1,498	670	10.4	4.6	46
大阪市	1,272	924	4.8	3.5	35
堺市	815	650	9.8	7.8	78
神戸市	3,400	2,513	20.0	16.5	165
広島市	1,383	927	12.0	8.0	80
北九州市	1,412	1,106	14.3	11.2	112
福岡市	1,760	1,225	12.0	8.7	87

- (注) 1 各公園面積には、市域内の国営・道府県営公園を含む。  
 2 住民1人当たりの公園面積の算出は、平成18年4月1日現在人口による。  
 3 都市公園法基準達成率は、1人当たり基準面積を10m<sup>2</sup>とした。

ウ 公共下水道普及状況

下水道は都市の基盤的施設であり、安全面・衛生面で、その重要度、緊急度が極めて高い事業であるため、大都市における公共下水道の普及を進めていく必要がある。また、その機能を維持するための計画的な改築・更新、浸水対策及び環境保全対策が重要な課題である。

公共下水道の普及状況（平成18年3月31日現在）

都市名		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
区分	全市域面積 ha	112,112	78,809	21,749	27,208	14,435	43,498	138,874	32,645	61,022	22,211	14,999	55,272	74,214	48,766	34,060
	市街地面積 (A) ha	22,626	12,969	11,442	11,678	13,151	33,022	10,289	27,406	13,983	21,145	10,686	20,044	13,410	15,638	15,097
	排水面積 (B) ha	24,402	16,849	9,656	11,617	10,500	30,850	7,355	27,295	15,123	19,009	8,014	12,007	13,213	15,849	16,542
	処理面積 (C) ha	24,402	16,849	9,656	11,617	10,500	30,709	7,355	27,295	15,123	19,009	8,014	16,561	13,213	15,849	16,542
	行政区域内人口 (D) 千人	1,878	1,009	1,189	924	1,322	3,587	722	2,212	1,429	2,627	841	1,525	1,150	999	1,368
	排水区域内人口 (E) 千人	1,869	993	967	887	1,311	3,575	506	2,171	1,419	2,627	748	1,501	1,069	997	1,359
	処理区域内人口 (F) 千人	1,869	1,000	967	887	1,311	3,575	506	2,171	1,419	2,627	748	1,501	1,069	997	1,359
面積による普及率 %	排水 $\left(\frac{B}{A}\right)$	107.8	129.9	84.4	99.5	79.8	93.4	71.5	99.6	108.2	89.9	75.0	59.9	98.5	101.3	109.6
	処理 $\left(\frac{C}{A}\right)$	107.8	129.9	84.4	99.5	79.8	93.0	71.5	99.6	108.2	89.9	75.0	82.6	98.5	101.3	109.6
人口による普及率 %	排水 $\left(\frac{E}{D}\right)$	99.5	98.4	81.3	96.0	99.2	99.7	70.1	98.1	99.3	100.0	88.9	98.4	93.0	99.8	99.3
	処理 $\left(\frac{F}{D}\right)$	99.5	99.1	81.3	96.0	99.2	99.7	70.1	98.1	99.3	100.0	88.9	98.4	93.0	99.8	99.3

(注) 「平成17年度地方公営企業決算調査表」による。

エ 廃棄物処理施設（ごみ処理）の現況

大都市においては、人口や企業の集中と生活水準の向上・活発な経済活動に伴い、ごみの排出量の増大や質の多様化といった問題が生じている。

また、循環型社会の形成推進のためには、ごみ減量施策を進めるとともに、リサイクルを一層推進するための分別収集・資源化体制の推進やそのための施設整備などが急がれている。

① 一人当たりごみ収集量

区 分	年間総収集量 (A)	処 理 人 口 (B)	処理人口1人当たり ごみ収集量 (A) / (B)
全 国	49,338,614 <sup>t</sup>	128,978,985 <sup>人</sup>	383 <sup>kg</sup>
札幌市	908,521	1,878,217	484
仙台市	439,774	1,007,252	437
さいたま市	413,757	1,068,280	387
千葉市	403,103	917,521	439
川崎市	494,654	1,308,313	378
横浜市	1,376,869	3,585,826	384
静岡市	290,222	709,949	409
名古屋市	801,768	2,202,259	364
京都市	707,089	1,466,418	482
大阪市	1,646,752	2,619,424	629
堺市	361,607	840,647	430
神戸市	793,043	1,537,946	516
広島市	421,971	1,143,226	369
北九州市	508,267	1,002,024	507
福岡市	697,303	1,355,686	514

(注) 「平成16年度公共施設状況調」による。

② ごみ処理の現況

(単位：千トン、%)

都 市 名	区 分	年 間 処 理 量				伸 び 率			処理方法(18年度)	
		平成2年度 (A)	7年度 (B)	12年度 (C)	18年度 (D)	(D)/(A)	(D)/(B)	(D)/(C)	焼 却	埋 立
札幌市	生ごみ	860	881	787	718	83.5	81.5	91.2	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	226	227	180	170	75.2	74.9	94.4		
	焼却灰	130	107	153	113	86.9	105.6	73.9		
	計	1,216	1,215	1,120	1,001	82.3	82.4	89.4		(201)
仙台市	生ごみ	353	388	442	381	107.9	98.2	86.2	98.8	1.2
	耐久消費財廃材等	46	44	40	41	89.1	93.2	102.5		
	焼却灰	61	60	65	55	90.2	91.7	84.6		
	計	460	492	547	477	103.7	97.0	87.2		(60)
さいたま市	生ごみ	291	291	321	387	133.0	133.0	120.6	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	60	42	42	37	61.7	88.1	88.1		
	焼却灰	44	28	25	33	75.0	117.9	132.0		
	計	395	361	388	457	115.7	126.6	117.8		(53)
千葉市	生ごみ	278	273	306	328	118.0	120.1	107.2	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	77	68	62	79	102.6	116.2	127.4		
	焼却灰	52	41	55	34	65.4	82.9	61.8		
	計	407	382	423	441	108.4	115.4	104.3		(33)
川崎市	生ごみ	553	491	482	474	85.7	96.5	98.3	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	21	20	18	11	52.4	55.0	61.1		
	焼却灰	107	92	73	69	64.5	75.0	94.5		
	計	681	603	573	554	81.4	91.9	96.7		(69)
横浜市	生ごみ	1,301	1,365	1,417	1,011	77.7	74.1	71.3	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	191	161	209	319	167.0	198.1	152.6		
	焼却灰	333	341	316	193	58.0	56.6	61.1		
	計	1,825	1,867	1,942	1,523	83.5	81.6	78.4		(198)
静岡市	生ごみ	222	232	252	262	118.0	112.9	104.0	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	30	27	30	21	70.0	77.8	70.0		
	焼却灰	45	44	42	23	51.1	52.3	54.8		
	計	297	303	324	306	103.0	101.0	94.4		(23)
名古屋市	生ごみ	729	772	817	717	98.4	92.9	87.8	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	211	185	41	17	8.1	9.2	41.5		
	焼却灰	130	129	127	84	64.6	65.1	66.1		
	計	1,070	1,086	985	818	76.4	75.3	83.0		(103)
京都市	生ごみ	609	641	663	577	94.7	90.0	87.0	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	98	131	138	76	77.6	58.0	55.1		
	焼却灰	130	130	128	108	83.1	83.1	84.4		
	計	837	902	929	761	90.9	84.4	81.9		(128)
大阪市	生ごみ	1,856	1,855	1,712	1,701	91.6	91.7	99.4	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	446	314	93	17	3.8	5.4	18.3		
	焼却灰	463	502	378	345	74.5	68.7	91.3		
	計	2,765	2,671	2,183	2,063	74.6	77.2	94.5		(362)
堺市	生ごみ	280	288	317	330	117.9	114.6	104.1	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	19	13	20	7	36.8	53.8	35.0		
	焼却灰	79	67	65	61	77.2	91.0	93.8		
	計	378	368	402	398	105.3	108.2	99.0		(63)
神戸市	生ごみ	640	615	834	656	102.5	106.7	78.7	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	1,342	412	398	90	6.7	21.8	22.6		
	焼却灰	106	105	108	116	109.4	110.5	107.4		
	計	2,088	1,132	1,340	862	41.3	76.1	64.3		(32)
広島市	生ごみ	275	306	310	316	114.9	103.3	101.9	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	101	119	137	124	122.8	104.2	90.5		
	焼却灰	37	43	41	25	67.6	58.1	61.0		
	計	413	468	488	465	112.6	99.4	95.3		(62)
北九州市	生ごみ	318	314	303	270	84.9	86.0	89.1	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	28	27	32	24	85.7	88.9	75.0		
	焼却灰	114	90	95	89	78.1	98.9	93.7		
	計	460	431	430	383	83.3	88.9	89.1		(90)
福岡市	生ごみ	550	662	701	775	140.9	117.1	110.6	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	121	96	77	64	52.9	66.7	83.1		
	焼却灰	98	115	96	96	98.0	83.5	100.0		
	計	769	873	874	935	121.6	107.1	107.0		(144)

(注) 1 ( )内は耐久消費財廃材等、焼却灰も含めた年間埋立処理量である。

2 平成18年度の数量は18年度当初予算ベースである。

オ 義務教育施設の現況

大都市においては、多くの公共施設の緊急整備が要請されているが、周辺部の人口増加に伴い、特に義務教育施設については、不足校舎の整備を進める一方、耐震補強など老朽校舎等の改築が急がれている。

① 義務教育施設の現況 (平成 18 年 5 月 1 日現在)

都 市 名	小 学 校				中 学 校			
	不足校舎		老朽校舎等		不足校舎		老朽校舎等	
	面 積	必要面積 に対する 割 合	面 積	全校舎面 積に対す る 割 合	面 積	必要面積 に対する 割 合	面 積	全校舎面 積に対す る 割 合
	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%
札幌市	48,085	4.5	(17,773) 18,300	1.6	14,179	2.4	(16,979) 16,979	2.6
仙台市	43,941	7.0	(16,815) 21,926	3.5	14,000	4.0	(6,100) 6,859	1.9
さいたま市	14,275	2.6	(-) 1,938	0.3	888	0.3	(-) 980	0.3
千葉市	25,043	18.3	(-) -	-	2,088	3.9	(-) -	-
川崎市	53,198	8.5	(8,848) 8,848	1.5	9,373	3.2	(1,739) 1,739	0.6
横浜市	107,466	5.9	(-) 120	0.0	30,547	3.7	(-) 219	0.0
静岡市	11,341	9.9	(3,176) 3,176	0.8	1,522	7.4	(-) 165	0.1
名古屋市	56,404	4.9	(6,993) 7,422	0.6	9,290	1.6	(562) 837	0.1
京都市	62,099	14.7	(45,846) 48,284	6.2	12,096	11.2	(18,654) 19,699	4.8
大阪市	42,761	9.3	(13,144) 13,812	0.9	15,811	6.9	(5,253) 6,110	0.8
堺市	18,786	11.1	(-) 7,255	1.3	760	3.9	(-) 3,481	1.1
神戸市	99,236	20.9	(20,537) 20,549	2.6	29,699	15.0	(13,605) 13,605	2.9
広島市	70,516	17.4	(-) 1,058	0.2	20,492	12.7	(8,156) 9,778	2.8
北九州市	14,587	10.8	(5,106) 5,155	0.8	3,548	9.7	(-) 16	0.0
福岡市	42,352	6.1	(6,997) 10,699	1.5	14,499	3.9	(-) 1,059	0.3
計	710,090		(145,235) 168,542		178,792		(71,048) 81,526	

- (注) 1 不足面積は、総務省「公共施設状況調」による。  
 2 老朽校舎等は、木造校舎(20年以上経過したもの)及び老朽鉄筋校舎である。  
 3 ( )内書きは、老朽鉄筋校舎面積である。



② 義務教育施設（一般校舎）の整備状況

都市名	小 学 校						中 学 校					
	平成 15 年度		16 年 度		17 年 度		平成 15 年度		16 年 度		17 年 度	
	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積
札幌市	教室 (-) 43	m <sup>2</sup> (-) 11,290	教室 (-) 64	m <sup>2</sup> (-) 14,133	教室 (-) 32	m <sup>2</sup> (-) 7,296	教室 (-) 30	m <sup>2</sup> (-) 6,246	教室 (-) 35	m <sup>2</sup> (-) 7,340	教室 (-) -	m <sup>2</sup> (-) -
仙台市	(19) 121	(3,348) 27,915	(9) 70	(1,588) 14,361	(2) 14	(128) 3,604	(-) 4	(-) 944	(-) 5	(-) 1,604	(-) 23	(-) 5,641
さいたま市	(-) 4	(-) 454	(-) -	(-) -	(-) 8	(-) 1,319	(-) 9	(-) 2,829	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
千葉市	(-) 26	(-) 6,861	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 16	(-) 5,588	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
川崎市	(-) 29	(-) 7,892	(-) 88	(-) 21,932	(28) 15	(9,030) 5,153	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 61	(-) 21,036
横浜市	(-) 22	(-) 9,663	(-) 57	(-) 10,395	(-) 40	(-) 14,244	(-) -	(-) -	(25) (-) -	(10,231) (-) -	(-) -	(-) -
静岡市	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 22	(-) 2,889	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
名古屋市	(-) 31	(-) 4,795	(-) 6	(-) 1,615	(-) 3	(-) 360	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 2	(-) 240
京都市	(-) 11	(-) 2,261	(-) -	(-) -	(-) 3	(-) 338	(-) 20	(-) 4,002	(-) -	(-) -	(-) 42	(-) 9,527
大阪市	(-) 105	(-) 12,182	(-) 174	(-) 19,921	(-) 139	(-) 15,723	(-) 97	(-) 11,232	(-) 26	(-) 2,993	(-) 24	(-) 2,747
堺市	(-) 3	(-) 192	(-) 8	(-) 512	(-) 45	(-) 3,310	(-) 8	(-) 689	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
神戸市	(-) -	(-) -	(-) 13	(-) 782	(-) -	(-) -	(-) 8	(-) 1,016	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
広島市	(-) 4	(-) 913	(-) -	(-) -	(-) 11	(-) 1,483	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
北九州市	(-) 7	(-) 804	(-) 11	(-) 4,219	(-) 27	(-) 9,977	(-) 9	(-) 4,955	(-) 10	(-) 4,881	(-) 5	(-) 3,483
福岡市	(-) 9	(-) 1,701	(-) 2	(-) 1,187	(-) 7	(-) 1,276	(-) -	(-) 674	(-) -	(-) 550	(-) -	(-) 529
計	(19) 415	(3,348) 86,923	(9) 493	(1,588) 89,057	(30) 366	(9,158) 66,972	(-) 201	(-) 38,175	(25) 76	(10,231) 17,368	(-) 157	(-) 43,203

(注) 1 文部科学省「公立学校建物の実態調査」による。  
2 ( ) 書は、公社等で振替建設を行ったものの外書である。

## カ 居住水準の状況

大都市においては、居住水準が全国平均より総じて低い状況にあり、規模の拡大、住環境の整備など質的向上を含めて、公的住宅の整備をより一層促進する必要がある。

### 居 住 水 準 の 状 況

区 分	一住宅当たり 居 住 室 数	一住宅当たり 畳 数	一住宅当たり 延 べ 面 積 ㎡	1 人 当 たり 畳 数	最低居住水準 未 満 世 帯 率 %	持 ち 家 率 %
全 国	4.73	32.4	92.49	12.1	4.2	61.2
札 幌 市	4.02	30.0	79.09	12.9	2.0	48.3
仙 台 市	3.96	27.6	77.75	11.7	4.5	46.9
さいたま市	4.22	29.1	78.12	11.2	3.5	56.2
千 葉 市	4.25	29.8	79.98	11.4	3.8	59.0
川 崎 市	3.51	23.5	62.26	10.0	8.1	43.6
横 浜 市	3.94	27.0	72.16	10.7	5.6	56.1
静 岡 市	—	—	—	—	—	—
名 古 屋 市	4.09	27.9	74.92	11.7	4.7	45.4
京 都 市	4.08	25.8	71.91	11.3	5.1	52.6
大 阪 市	3.49	21.9	59.44	10.0	9.9	40.9
堺 市	—	—	—	—	—	—
神 戸 市	4.12	27.6	75.44	11.4	4.4	56.1
広 島 市	4.25	29.0	78.12	11.9	3.6	49.9
北 九 州 市	4.33	28.4	78.61	11.7	3.7	53.4
福 岡 市	3.58	24.6	65.41	11.3	5.0	38.2

(注) 1 「平成15年住宅・土地統計調査」による。

2 最低居住水準未満世帯率とは、寝室及び食事室の規模により住宅・土地統計で定める条件以下の世帯（最低居住水準未満世帯）の住宅総数に対する割合をいう。

## 2 大都市財政の実態

### (1) 財政構造の推移

大都市は、事務事業や組織機構の見直し、定員の縮減等による行財政運営の簡素・効率化や税外収入の確保等の行財政改革に努力しているが、その財政は、都市施設の整備に伴う管理運営費とその公債費や扶助費、公営企業会計等への繰出金など義務的な経費が増加しており、依然として厳しい状況にある。

今後も引き続き、少子高齢化、国際化、情報化社会への対応、地球温暖化対策や廃棄物処理をはじめとした環境問題への対応、都市再生プロジェクトの推進など都市の再生や活性化に関する施策の実施、安全・安心な都市づくりなどのほか、地方分権の進展に伴う新たな役割分担への対応など財政需要の増加が見込まれるのに対し、税等一般財源の伸びが期待できないほか、臨時財政対策債や景気対策等に伴う地方債の増発により多額の借入金残高を抱えており、この償還が将来にわたり大きな負担となるなど、大都市の財政運営はますます厳しくなっていくことが予測される。

(単位：億円、%)

区 分		年 度	昭和45	50	55	60	平成 2	7	12	16
経常一般財源(A)			3,482	10,188	19,537	26,614	41,191	45,522	51,421	55,873
内 訳	市 税		2,608	7,663	14,414	21,618	32,221	36,186	35,230	36,846
	地方交付税		541	1,778	3,746	3,417	4,391	4,886	8,588	6,842
	その他		333	747	1,377	1,579	4,579	4,450	7,603	12,185
経常経費充当一般財源(B)			2,307	8,544	15,554	22,034	29,187	39,766	45,989	52,809
内 訳	人 件 費		1,318	4,605	7,360	9,195	11,841	14,670	15,254	15,745
	扶 助 費		121	654	1,341	2,135	2,564	3,593	4,321	6,011
	公 債 費		289	985	2,457	4,217	5,307	7,721	10,702	12,922
	繰 出 金		0	0	0	318	527	1,088	2,041	3,187
	物件費・その他		579	2,300	4,396	6,169	8,948	12,694	13,671	14,944
経常収支比率(B)/(A)			66.3	83.9	79.6	82.8	70.9	87.4	89.4	94.5

- (注) 1 昭和45年度は、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市の6市計である。  
 2 昭和50年度は、札幌市、川崎市、福岡市を加えた9市計である。  
 3 昭和55年度及び昭和60年度は、広島市を加えた10市計である。  
 4 平成2年度は、仙台市を加えた11市計である。  
 5 平成7年度及び平成12年度は、千葉市を加えた12市計である。  
 6 平成16年度は、さいたま市、静岡市、堺市を加えた15市計である。  
 7 平成16年度の経常一般財源内訳その他には、臨時財政対策債等(4,406億円)を含む。

(2) 福祉対策にかかる財政負担の状況

高齢者、児童、障害者等に対する福祉施策の充実、とりわけ急速に進展する高齢化に対応するための老人保健福祉施策の推進や介護保険制度の円滑な運営、待機児童の解消などの子育て支援の推進は緊急かつ重要な課題であり、これに要する経費の増大が大都市の財政を圧迫している。

主な福祉対策費の状況

(単位：億円)

区分	年度 項目	昭和50		60		平成7		17 (決算見込)		18 (予算)	
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
社会福祉費	経費	657	100	1,931	294	4,226	643	6,386	972	6,539	995
	市費	399	100	1,358	340	3,164	793	4,387	1,099	4,290	1,075
老人福祉費	経費	637	100	1,337	210	3,859	606	4,240	666	4,248	667
	市費	238	100	912	383	2,395	1,006	3,811	1,601	3,902	1,639
児童福祉費	経費	1,179	100	2,458	208	4,044	343	7,783	660	8,201	696
	市費	533	100	1,332	250	2,485	466	4,286	804	4,826	905
生活保護費	経費	1,528	100	4,133	270	4,822	316	8,922	584	9,110	596
	市費	400	100	1,367	342	1,455	364	2,566	642	2,575	644
計	経費(a)	4,001	100	9,859	246	16,951	424	27,331	683	28,098	702
	市費(b)	1,570	100	4,969	316	9,499	605	15,050	959	15,593	993
普通会計 歳出決算額	経費(A)	23,984	100	55,085	230	108,362	452	104,206	434	101,360	423
	市費(B)	12,599	100	34,008	270	58,220	462	63,934	507	63,137	501
構成比	(a)/(A)	16.7	/	17.9	/	15.6	/	26.2	/	27.7	/
	(b)/(B)	12.5	/	14.6	/	16.3	/	23.5	/	24.7	/

- (注) 1 老人福祉費のうち、老人医療費は、昭和58年度以降特別会計に移行した。  
 2 老人福祉費のうち、介護保険にかかる経費は、平成12年度以降特別会計に移行した。  
 3 昭和50～平成7年度は、さいたま市、静岡市、堺市を除いた12市計である。

(3) 交通事業、下水道事業、病院事業への繰出金等の状況

ア バス事業

行政路線・過密渋滞路線などの運行を確保し、市民交通のシビルミニマムを保持するため、一般会計からの補助が多額に上っている。

バス事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区分	年度	昭和55	60	平成2	7	12	18 (予算)
再建債元金補助		5,707	3,429	—	—	—	—
再建債利子補助		333	91	—	—	—	—
バス購入費補助		6,081	9,251	9,655	10,545	10,360	5,597
基礎年金拠出金公的負担補助		—	—	396	934	1,052	565
その他		17,925	14,623	14,890	22,227	18,217	18,066
計		30,046	27,394	24,941	33,706	29,629	24,228
(参考) 地方交付税の算入額		2,854	2,057	—	154	72	1,134

(注) 昭和55～平成12年度は、さいたま市、静岡市、堺市を除いた12市計である。

イ 高速鉄道事業

高速鉄道事業等に対する一般会計からの建設補助金、出資金等は多額に上り、大都市財政圧迫の大きな要因となっている。

高速鉄道事業等に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区分	年度	昭和55	60	平成2	7	12	18 (予算)
建設補助		33,822	35,897	61,582	54,977	33,253	18,590
出資金		26,712	23,785	39,783	80,820	35,367	46,149
特例債利子補給		1,005	—	4,383	4,513	3,699	2,541
特例債元金償還補助		4,102	7,044	16,083	38,506	44,815	27,708
基礎年金拠出金公的負担補助		—	—	841	2,172	2,910	1,620
小計		65,641	66,726	122,672	180,988	120,044	96,608
出資金起債利子等		8,269	14,032	16,820	21,083	21,838	18,908
合計		73,910	80,758	139,492	202,071	141,882	115,516
(参考) 地方交付税の算入額		28,781	40,120	71,755	85,072	78,905	48,493

- (注) 1 出資金起債利子等には、出資金にかかる起債の発行差金を含み、元金償還分を除く。  
 2 昭和55～平成18年度出資金及び出資金起債利子等には、新交通システム・都市モノレール分を含む。  
 3 特例債利子補給の昭和50～昭和55年度は、仮定特例債利子補給である。  
 4 昭和55～平成12年度は、さいたま市、静岡市、堺市を除いた12市計である。

## ウ 下水道事業

都市化の進展による浸水対策等のための下水道整備に伴い、下水道事業に対する一般会計からの補助金が多額に上っている。

### 下水道事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分	年 度					
	昭和55	60	平成2	7	12	18 (予算)
維持管理費補助	54,750	55,300	65,465	94,390	91,123	91,199
建設費補助	20,294	11,544	13,871	48,847	8,326	15,238
企業債元利償還補助	96,972	196,567	248,886	262,777	266,654	242,834
不良債務解消等補助	809	—	3,682	3,247	—	865
基礎年金拠出金公的負担補助	—	—	43	224	209	67
計	172,825	263,411	331,947	409,485	366,312	350,203
(参考) 地方交付税の算入額	87,322	177,182	221,905	292,027	290,951	284,469

(注) 昭和55～平成12年度は、さいたま市、静岡市、堺市を除いた12市計である。

## エ 病院事業

医療水準の向上及び住民への良質な医療の供給を図るため、救急・高度医療に要する経費の補助等、病院事業に対する一般会計からの補助金が多額に上っている。

### 病院事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分	年 度			
	平成2	7	12	18 (予算)
建設改良費補助	9,674	1,095	564	587
企業債元利償還補助	10,129	21,453	19,146	16,426
救急医療経費補助	3,341	6,906	8,893	9,929
高度医療経費補助	3,994	6,883	8,995	8,219
基礎年金拠出金公的負担補助	419	861	1,336	1,306
その他の	18,260	50,195	35,110	32,719
計	45,817	87,393	74,044	69,186
(参考) 地方交付税の算入額	6,950	14,673	18,244	19,023

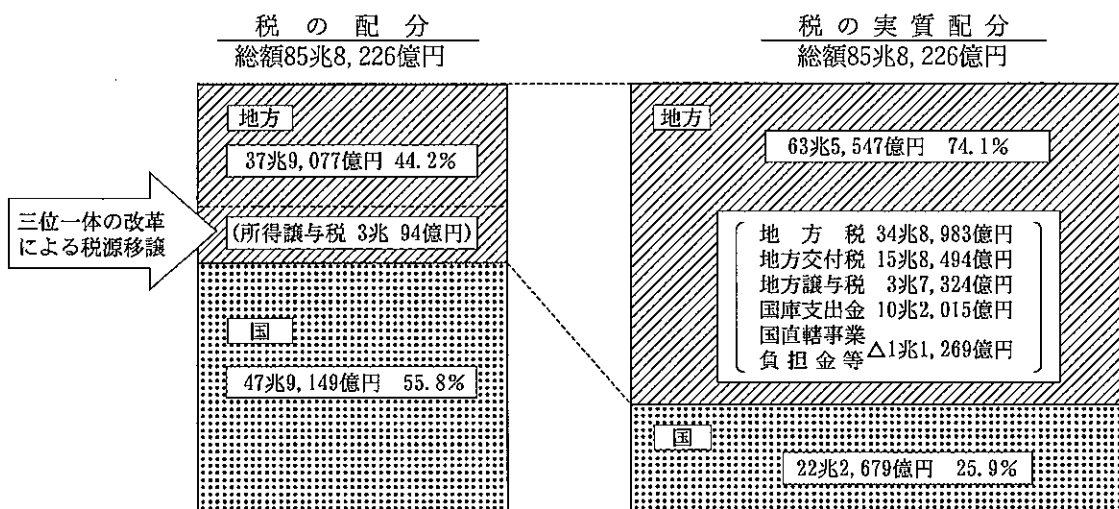
(注) 平成2～平成12年度は、さいたま市、静岡市、堺市を除いた12市計である。

## II 税制の改正

### 1 税の配分の実質配分との乖離

国と地方の間の「税の配分」は、平成18年度において国税55.8%（所得譲与税分除く）に対し地方税は44.2%（同含む）にすぎないが、地方交付税や国庫支出金など国から地方への交付分を含めた「税の実質配分」では、これが25.9対74.1となっており、地方独立税源の不十分さを物語っている。

国・地方における租税の配分状況（平成18年度）



- (注) 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
2 地方交付税には、地方特例交付金(8,160億円)を含む。

(参考) 国税：地方税＝1：1とするための税源移譲のパターン例

	例1	例2	例3
消費税から地方消費税へ	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税3%：地方消費税2%とする。 (移譲見込額) 約2.6兆円	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税3.4%：地方消費税1.6%とする。 (移譲見込額) 約1.6兆円	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税2.5%：地方消費税2.5%とする。 (移譲見込額) 約3.9兆円
所得税から個人住民税へ	個人住民税の税率を現行の10%から11%へ引き上げる。 (移譲見込額) 約1.1兆円	個人住民税の税率を現行の10%から13%へ引き上げる。 (移譲見込額) 約3.4兆円	
法人税から法人住民税へ	法人住民税への配分割合を現行の12.2%から18.0%に引き上げる。 (移譲見込額) 約1.3兆円		法人住民税への配分割合を現行の12.2%から17.2%に引き上げる。 (移譲見込額) 約1.1兆円
移譲額計	約5.0兆円	約5.0兆円	約5.0兆円

(注) 移譲総額は平成18年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。



## 税源移譲

「基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）」及び「三位一体の改革について（平成17年11月30日政府・与党合意）」等に基づき、次のとおり税源移譲を実施

- 税源移譲は、国庫補助負担金改革の結果を踏まえ、3兆円規模を行う。
- この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税において行い、個人住民税所得割の税率を10%（道府県民税4%・市町村民税6%）の比例税率とする。
- 平成18年度は、暫定的措置として、所得譲与税による税源移譲を実施する。平成18年度の所得譲与税は3兆94億円とし、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む）へ8,300億円をそれぞれ譲与する。
  - 都道府県への譲与総額のうち、以下により算出した額をそれぞれ都道府県へ譲与
    - ・ 6,695.4億円…平成17年度所得譲与税の各団体ごとの譲与額
    - ・ 6,292.0億円…平成17年度税源移譲予定特例交付金の  
各団体ごとの交付額
    - ・ 8,806.6億円…各団体毎の税源移譲見込額（※）で按分した額
  - 市町村への譲与総額のうち、以下により算出した額をそれぞれ市町村へ譲与
    - ・ 4,463.6億円…平成17年度所得譲与税の各団体ごとの譲与額
    - ・ 3,836.4億円…各団体毎の税源移譲見込額（※）で按分した額

（※）「税源移譲見込額」は、各団体における課税所得額段階ごとの納税義務者数（平成17年度の市町村課税状況調査による数値）に基づいて理論計算した税源移譲前後の個人住民税収の差額（負数の場合には、0）とする。

## 2 市町村とくに大都市における税収入の伸び悩み

### (1) 大都市税収の伸びの低さ

現行市町村税が、法人所得課税や消費・流通課税等の都市的税目に乏しいため、大都市における税収の伸張率は、人口1人当たりの税額でみると、市町村平均にも及ばない低い状況である。

#### 人口1人当たり税額の伸張率比較

(昭和30年度：100)

区 分	人 口		税 収					人口1人当たりの税額				
	全国	うち指定都市	税収総額	国	道府県	市町村	うち指定都市	税収総額	国	道府県	市町村	うち指定都市
昭和35年度	106	115	193	192	237	169	186	183	182	225	160	161
昭和40年度	111	145	366	350	532	327	405	331	316	481	295	279
昭和45年度	115	150	874	830	1,435	699	841	760	721	1,247	607	559
昭和50年度	123	198	1,719	1,549	2,630	1,828	2,437	1,392	1,254	2,131	1,480	1,233
昭和55年度	129	214	3,359	3,030	5,024	3,628	4,924	2,607	2,351	3,901	2,815	2,299
昭和60年度	133	224	4,740	4,181	6,937	5,594	7,382	3,566	3,145	5,221	4,207	3,300
平成2年度	136	242	7,302	6,705	10,637	7,596	10,618	5,384	4,944	7,847	5,599	4,384
平成7年度	138	257	6,726	5,870	9,455	8,433	11,972	4,890	4,267	6,878	6,128	4,660
平成12年度	139	263	6,698	5,631	10,595	8,516	11,791	4,816	4,049	7,623	6,122	4,491
平成16年度	140	282	6,195	5,138	9,848	8,128	11,567	4,434	3,677	7,053	5,816	4,099

(注) 1 国税は租税及び印紙収入（昭和55年度までは日本専売公社納付金を含む）で、地方税はいずれも税収のみで、地方譲与税、地方交付税及び交付金は含まない。

2 人口は、昭和30・35・40年度は各年度の3月31日現在住民登録人口、昭和45年度以降は各年度の3月31日現在住民基本台帳人口である。

### (2) 歳入中に占める税収入の割合の低下

市町村においては、近年その財政需要がますます増大している反面、税収の伸びが低いため、歳入中に占める税収入の割合をみると、昭和30年度には44.7%であったものが、平成16年度では34.0%に低下している。

#### 市町村の歳入中に占める税収入の割合の推移

(単位：%)

区 分	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成16年度
税収入の割合	44.7	37.2	30.1	40.5	33.6	34.0

### (3) 市町村税の地位の低下

ア 市町村における税収入の伸びは道府県に比し低い状況にあり、都市における財政需要の増大に即応した税源の配分が不十分であることを示している。

税収入の伸び率比較

区 分	昭和30年度 (A)	平成16年度 (B)	伸び率 (B) / (A)
	億円	億円	倍
道 府 県	1,471	144,870	98.5
市 町 村	2,344	190,518	81.3

イ 大都市における財政需要の増大に見合うべき自主財源が乏しいことは、指定都市の多くが、地方交付税の交付団体となっている現状からも明白である。

#### (4) 減税施策の影響

減税施策は、市町村税を中心に実施されており、これも市町村税収の相対的な伸びの低さの一因となっている。

#### 減税施策による市町村税の減収額（昭和60年度～平成18年度）

（単位：億円）

区分	市町村民税	固定資産税	市町村たばこ税	電気税	ガス税	木材引取税	特別土地保有税	事業所税	都市計画税	計	(参考) 道府県税
昭和60年度	98	3	—	—	—	—	94	—	—	195	218
昭和61年度	17	14	—	—	—	—	—	2	—	33	19
昭和62年度	4,709	39	—	—	—	—	—	—	—	4,748	2,988
昭和63年度	52	79	—	—	—	—	—	—	22	153	160
平成元年度	6,234	—	308	4,530	93	14	—	—	—	11,179	12,479
平成2年度	426	—	—	/	/	/	—	—	—	426	585
平成3年度	5,916	236	—	/	/	/	—	—	76	6,228	1,552
平成4年度	258	—	—	/	/	/	—	—	—	258	120
平成5年度	5	141	—	/	/	/	—	—	—	146	428
平成6年度	12,217	100	—	/	/	/	—	—	—	12,317	4,855
平成7年度	12,820	3	—	/	/	/	—	—	—	12,823	3,781
平成8年度	4,266	17	—	/	/	/	—	—	2	4,285	2,801
平成9年度	—	499	—	/	/	/	—	—	25	524	2,764
平成10年度	9,282	68	—	/	/	/	331	—	1	9,682	4,894
平成11年度	11,330	45	—	/	/	/	62	—	1	11,438	10,606
平成12年度	896	332	—	/	/	/	—	—	52	1,280	1,776
平成13年度	209	34	—	/	/	/	24	—	2	269	530
平成14年度	9	1	—	/	/	/	20	—	—	30	68
平成15年度	1,682	78	—	/	/	/	354	398	0	2,512	2,661
平成16年度	166	28	—	/	/	/	—	—	0	194	582
平成17年度	18	12	—	/	/	/	—	3	1	34	46
平成18年度	1,165	71	—	/	/	/	—	—	—	1,236	684

(注) 1 地方財政計画等における平年度ベースの額である。

2 平成9年度の道府県税の減収額は、平成6年11月の税制改革に伴う市町村の減収に対する税源移譲等によるものである。

### 3 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足

地方自治法第252条の19などによる「大都市の事務配分の特例に基づく財政需要」の額は、平成18年度予算で5,428億円にのぼり、それに要する一般財源等は4,217億円に達しているが、これに対する税制上の措置は、道路特定財源としてその一部について講じられているにすぎず、2,756億円の税制上の措置不足額を生じている。

なお、この他に社会教育施設、試験研究施設及び大学の運営費など「都市圏の母都市としての財政需要」と交通事情、公害対策などの観点から「大都市として割高につく事業費」がある。

大都市の事務配分の特例に基づく財政需要（平成18年度予算）

(単位：億円)

項 目		経 費	一 般 財 源 等
(1) 地方自治法に基づくもの		1,795	1,394
(2) その他の法令に基づくもの		3,633	(1,461) 2,823
内 訳	① 国・道府県道の管理	2,901	(1,461) 2,243
	② 土木出張所	307	265
	③ 衛生研究所	67	58
	④ 定時制高校人件費	109	108
	⑤ 道府県費教職員の任免・研修	43	42
	⑥ その他	206	107
計		5,428	(1,461) 4,217

- (注) 1 国・道府県道の管理の一般財源上段( )書は、道路特定財源(地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金)の内書である。  
2 その他とは、駐車場、宅地規制、都市緑地保全、老人保健及び一・二級河川維持管理である。

なお、道府県費負担教職員費が指定都市に移管された場合には、平成16年度決算ベースで5,972億円（国庫負担金の負担割合の変更〔国1/2→1/3〕を考慮すると7,301億円）もの影響が発生する。

指定都市市長会大都市特例税制検討会の「指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制についての提言」（平成17年11月）では、道府県から指定都市へ個人道府県民税、法人道府県民税、地方消費税を税源移譲する旨、提言がなされているが、その市域内税収は、平成16年度決算ベースで9,567億円（税源移譲と定率減税の廃止を考慮すると1兆3,849億円）となっている。

道府県費負担教職員制度の見直し及び事務配分の特例に伴う税制上の措置不足に伴う影響額と市域内税収（平成16年度決算）

（単位：億円）

指定都市名	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	静岡	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	広島	北九州	福岡	合計	
人件費総額A	764	458	478	385	549	1,532	289	983	661	1,246	380	716	512	450	572	9,975	
国庫負担金B （※1）	(206) 306	(124) 188	(124) 186	(104) 158	(148) 220	(414) 613	(75) 113	(246) 374	(178) 264	(349) 523	(106) 160	(186) 279	(138) 210	(122) 180	(154) 229	(2,674) 4,003	
県費負担教職員 給与費の見直し に係る影響額 （一般財源） A-B ① （※1）	(558) 458	(334) 270	(354) 292	(281) 227	(401) 329	(1,118) 919	(214) 176	(737) 609	(483) 397	(897) 723	(274) 220	(530) 437	(374) 302	(328) 270	(418) 343	(7,301) 5,972	
事務配分の特例 に伴う税制上の 措置不足額 ②	169	70	164	68	139	465	143	153	243	478	22	161	187	119	175	2,756	
小計 ①+② （※1）	(727) 627	(404) 340	(518) 456	(349) 295	(540) 468	(1,583) 1,384	(357) 319	(890) 762	(726) 640	(1,375) 1,201	(296) 242	(691) 598	(561) 489	(447) 389	(593) 518	(10,057) 8,728	
市域内 税収額 （※2）	個人道府県 民税 ③	(631) 336	(382) 204	(554) 298	(407) 218	(686) 368	(1,846) 999	(274) 147	(1,010) 553	(520) 283	(847) 456	(284) 153	(580) 311	(453) 243	(292) 155	(518) 278	(9,284) 5,002
	法人道府県 民税 ④	125	98	82	69	89	225	56	282	99	488	41	94	99	54	161	2,062
	地方消費税 ⑤	202	110	104	94	118	322	81	280	173	405	78	156	119	103	158	2,503
	合計 ③+④+⑤	(958) 663	(590) 412	(740) 484	(570) 381	(893) 575	(2,393) 1,546	(411) 284	(1,572) 1,115	(792) 555	(1,740) 1,349	(403) 272	(830) 561	(671) 461	(449) 312	(837) 597	(13,849) 9,567

※1（ ）書は、国庫負担金の負担割合の変更〔国1/2→1/3〕を考慮した額

※2（ ）書は、税源移譲と定率減税の廃止を考慮した額

#### 4 具体的要望の説明－都市税源拡充の必要性－

##### (1) 消費・流通課税の配分割合の低さ

安定的な税源である消費・流通課税は、大都市において消費・流通活動が活発に行われているにもかかわらず、市町村への配分割合はわずか 4.0 %と極めて低い。

消費・流通課税の配分割合（平成 18 年度）

区 分	国の予算額又は 地方財政計画額 億円	配分割合 %
国 税	194,719	72.6
道 府 県 税	62,824	23.4
市 町 村 税	10,608	4.0
合 計	268,151	100.0

(注) 国税は平成18年度当初予算額、地方税は平成18年度地方財政計画額である。

##### 国 税 ・ 地 方 税 の 税 目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税	個人住民税 個人事業税 法人住民税 法人事業税 道府県民税利子割 道府県民税配当割 道府県民税株式等譲渡所得割	消費・流通課税	消費税 酒税 たばこ税 揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 関税 とん税 地方道路税 特別とん税 電源開発促進税 たばこ特別税	地方消費税 道府県たばこ税 市町村たばこ税 軽油引取税 自動車取得税 ゴルフ場利用税 入湯税 自動車税 軽自動車税 鉦産税 狩猟税 鉦区税
資産課税等	相続税 贈与税 印紙税 登録免許税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 水利地益税 等			

## (2) 市町村税における所得課税の配分割合の低さ

### ア 個人所得課税

個人市町村民税は、安定性をそなえた市町村の基幹税目として、極めて重要な地位を占めている。

しかしながら、個人所得課税の市町村への配分割合は、平成18年度までの三位一体の改革において、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として低い。

個人所得課税の配分状況（平成18年度）

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額 億円	配分割合 %
国	所得 税	127,880	52.4
道府県	道府県民税所得割	24,247	9.9
	個人事業税	2,124	0.9
	所得譲与税	21,794	8.9
	計	48,165	19.7
市町村	市町村民税所得割	59,837	24.5
	所得譲与税	8,300	3.4
	計	68,137	27.9
合 計		244,182	100.0

### 利子所得、上場株式等の配当所得及び源泉徴収口座内の株式等譲渡所得に対する課税のしくみ

所 得 税	住 民 税 (道府県民税)
源泉分離課税 税率15%	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割 税率5% (利子割については収入の5分の3相当額、配当割及び株式等譲渡所得割については収入の100分の68相当額(平成19年8月分以後は5分の3相当額)を市町村に交付)

(注) 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間の上場株式等に係る配当所得に対する配当割及び平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間の源泉徴収口座内の株式等の譲渡に係る譲渡所得に対する株式等譲渡所得割については、軽減税率(3%)が適用され、この期間は、収入の3分の2相当額(平成19年8月分以後は5分の3相当額)が市町村に交付される。また、この期間は、所得税にも軽減税率(7%)が適用される。

### 株式等譲渡所得に対する課税のしくみ

所 得 税	住 民 税	
	道府県民税所得割	市町村民税所得割
申告分離課税 税率 15%	申告分離課税 税率 1.6% (平成19年度分以後 2%)	申告分離課税 税率 3.4% (平成19年度分以後 3%)

- (注) 1 上場株式等以外の株式等については、平成15年12月31日以前の譲渡所得に対する税率は、所得税20%、道府県民税所得割2%、市町村民税所得割4%である。
- 2 平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に、上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得に対する税率を軽減(所得税7%、道府県民税所得割1%、市町村民税所得割2%)することとされている。(平成19年度分以後は、道府県民税所得割1.2%、市町村民税所得割1.8%)
- 3 源泉徴収口座内の株式等譲渡所得を除く。



## イ 法人所得課税

都市は、企業活動とこれに伴う人口の流動激化により、都市施設の整備及び生活環境の改善のため、ばく大な投資を行っている。さらに、社会情勢の変化に伴い、社会福祉施策など各種行政に対する住民の要請も著しく高まっており、大きな財源を必要としている。

しかしながら、都市的税目である法人所得課税の市町村への配分割合は、わずか8.7%と極めて低い。

### 法人所得課税の税率の比較

(単位：%)

区 分		課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	法人所得	30	27.98	70.8
道府県	法人事業税	法人所得	7.2	6.72	17.0
	道府県民税法人税割	法人税額	5	1.40	3.5
	計			8.12	20.5
市町村	市町村民税法人税割	法人税額	12.3	3.44	8.7
合計				39.54	100.0

- (注) 1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
2 資本金が1億円を超える法人の場合である。

(参考)

#### 実効税率の国際比較

(単位：%)

国 別	実効税率
ドイツ	38.78
イギリス	30.00
アメリカ	40.75
フランス	33.33
日本	39.54

- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。  
2 アメリカはカリフォルニア州の例である。  
3 ドイツ、フランスについては付加税を含んでいない。付加税を含んだ実効税率は下記のとおり。  
ドイツ 39.90  
フランス 34.43  
4 諸外国については、2006年1月現在の税制に基づく。

#### 法人所得課税 (平成 18 年度)

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額
国	法人税	130,580
道府県	法人事業税	48,469
	道府県民税法人税割	7,460
	計	55,929
市町村	市町村民税法人税割	18,918
合計		205,427

### (3) 固定資産税収の推移

土地は毎年度、償却資産は平成12年度から毎年度減収しており、家屋は評価替え年度ごとに大きく減収している。

#### 指定都市における固定資産税収の推移（平成9年度～平成17年度）

（単位：億円）

年度(平成)	9	10	11	12	13	14	15	16	17
償却資産	2,893	2,966	2,979	2,915	2,835	2,787	2,719	2,613	2,550
家屋	6,693	7,067	7,403	7,066	7,382	7,681	7,212	7,516	7,828
土地	9,111	9,078	9,040	8,654	8,361	7,909	7,621	7,285	7,018
全体	18,697	19,111	19,422	18,635	18,578	18,377	17,552	17,414	17,396

(注) 1 平成16年度までの税額は決算額、平成17年度は決算見込額である。

2 表中における評価替え年度は、平成9、12、15年度である。

#### (4) 市町村道路特定財源比率の低さ

大都市における道路整備事業費（国費等を除く）に占める道路特定財源比率は国・道府県道分が65.1%であるのに対し、市道分は33.0%と極めて低い。

また、市町村道の整備状況をみると、改良率及び舗装率は一般国道がいずれも90%前後に及び、道府県道がそれぞれ65.7%、59.2%であるのに比し、市町村道は改良率53.9%、舗装率17.6%と著しく立ち遅れている。

#### 道路整備事業費の財源内訳（平成18年度予算）

（単位：億円）

区分	事業費	財源内訳										
		(A/(A+D))							(D/(A+D))			国費等
		地方道路譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	軽油引取税交付金	自動車取得税交付金	道路特定財源計(A)	地方債・その他(B)	一般財源(C)	市費計(D)=(B)+(C)		
大都市分	国・道府県道	2,901	135	17	0	1,134	175	(65.1) 1,461	743	39	(34.9) 782	658
	市道	4,207	152	0	421	0	447	(33.0) 1,020	1,294	774	(67.0) 2,068	1,119
	計	7,108	287	17	421	1,134	622	(46.5) 2,481	2,037	813	(53.5) 2,850	1,777

(注) 1 ( ) 内は財源負担率(%)を示す。

2 国費等とは、国庫支出金、分担金、諸収入である。

#### 道路整備状況（平成16年4月1日現在）

区分	実延長(A)	改良済		舗装済		
		実延長(B)	改良率(B)/(A)	実延長(C)	舗装率(C)/(A)	
一般国道	54,084km	48,848km	90.3%	48,603km	89.9%	
道府県道	128,962	84,719	65.7	76,285	59.2	
内訳	主要地方道	57,802	43,259	74.8	40,264	69.7
	一般道府県道	71,160	41,460	58.3	36,021	50.6
市町村道	997,296	538,025	53.9	175,298	17.6	
合計	1,180,342	671,592	56.9	300,186	25.4	

(注) 1 国土交通省道路局編「道路統計年報（2005年版）」による。

2 舗装済は、簡易舗装を除く。

#### 市町村道路特定財源の税率一覧

税目	課税主体	配分先	暫定税率	暫定税率の適用期限
地方道路税	国	都道府県指定都市・市町村	5,200円/㎏（本則4,400円）	平成20年3月31日
自動車重量税	国	指定都市	(例) 自家用乗用自動車 自重0.5トンごとに6,300円（年）（本則2,500円）	平成20年4月30日
軽油引取税	都道府県	指定都市	32,100円/㎏（本則15,000円）	平成20年3月31日
自動車取得税	都道府県	指定都市	自家用取得価額の5%（本則3%） （営業用・軽自動車は本則税率）	平成20年3月31日
石油ガス税	国	都道府県指定都市	暫定措置なし （本則17.5円/㎏又は9,800円/㎏）	-

### (5) 定額課税の税率の現状

特別とん税など定額で課税されているものは、相当期間にわたって税率が据え置かれている。

#### 税率が据え置かれている税目

##### 特別とん税 (昭和39年度～)

区 分	税 率
入港ごと	20円
一時納付	60円

##### 事業所税 (昭和61.4.1～)

区 分	税 率
資 産 割	600円

##### 法人等の市民税 (均等割) (昭和59.4.1～)

資本等の金額	従業者数	税率 (年額)
50 億 円 超	50 人 超	300万円
	50 人 以下	41万円※
10 億 円 超 50 億 円 以下	50 人 超	175万円
	50 人 以下	41万円※
1 億 円 超 10 億 円 以下	50 人 超	40万円
	50 人 以下	16万円※
1 千 万 円 超 1 億 円 以下	50 人 超	15万円
	50 人 以下	13万円※
1 千 万 円 以下	50 人 超	12万円
上記以外の法人等		5万円※

(注) 従業者数が50人以下の法人等(※)については、平成6年度税制改正により、税率がそれぞれ1万円引き上げられた。  
(平成6.4.1～)

##### 軽自動車税 (例) (昭和59年度～)

車 種		税 率
原動機付自転車		50cc 以下 1,000円
軽自動車	(2輪)	125cc 超 250cc 以下 2,400円
	(4輪)	乗 用 自 家 用 7,200円
		貨物用 自 家 用 4,000円

##### 個人の市民税 (平成8年度～)

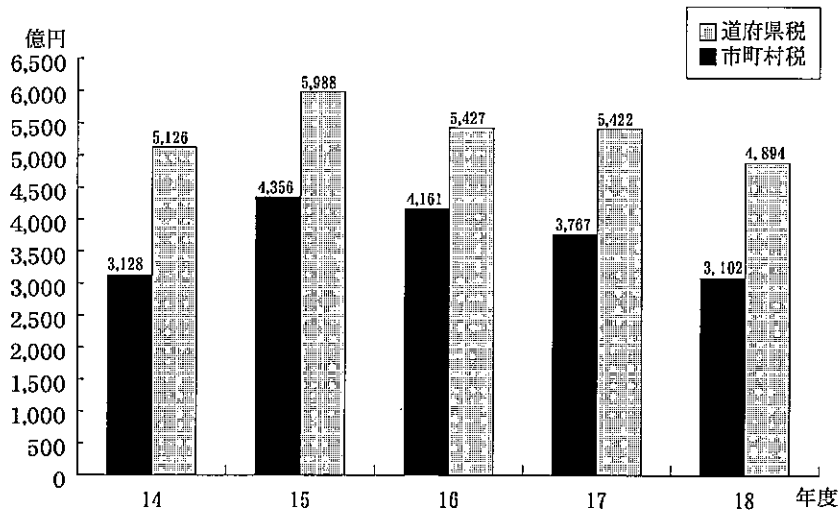
区 分	税 率 (年額)
均 等 割	3,000円

(注) 平成16年度に人口段階に応じた税率区分が廃止されたが、指定都市の税率は平成8年度から据え置かれている。

(6) 租税特別措置等による市町村税の減収

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置による地方税の減収見込額は、次表のとおりとなっており、地方税特に市町村税減収の一因となっている。

租税特別措置等による地方税の減収見込額（平成14年度～平成18年度）



(単位：億円)

区分 年度 (平成)	道府県税					市町村税				地方税計	
	国税の租税特別措置によるもの		地方税の非課税等特別措置によるもの		計	国税の租税特別措置によるもの		地方税の非課税等特別措置によるもの			計
	道府県民税	事業税	道府県民税	事業税		市町村民税	市町村民税	固定資産税			
14	984	847	397	900	3,128	987	867	3,272	5,126	8,254	
15	1,149	1,719	421	1,067	4,356	1,801	929	3,258	5,988	10,344	
16	1,125	1,557	369	1,110	4,161	1,687	801	2,939	5,427	9,588	
17	975	1,387	354	1,040	3,767	1,691	791	2,940	5,422	9,189	
18	781	914	395	1,012	3,102	1,187	851	2,856	4,894	7,996	

(7) 日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置

日本銀行納付金は、本来益金であるにもかかわらず、日本銀行法により所得計算上損金に算入される特例措置がとられており、法人市民税の課税対象となっていないので、納付金の多寡により地方税収入に著しい変動をもたらしている。

日本銀行に対する地方税の課税状況及び日本銀行納付金の納付状況

(単位：億円)

事業年度(平成)	純益金	法人税	地方税	納付金	
5	上期(4月～9月) 下期(10月～3月)	9,168 4,811	4 0	2 0	9,387 7,134
6	上期 下期	1,609 4,561	0 0	0 0	4,238 5,583
7	上期 下期	10,268 6,168	0 1,380	0 732	6,690 0
8	上期 下期	7,606 9,674	971 1,230	515 652	4,740 6,006
9	上期 下期	10,465 7,407	972 2,372	557 1,295	7,388 87
10	4月～3月	(経常利益) 17,994	1	1	14,360
11	4月～3月	(経常利益) 11,925	0	0	10,858
12	4月～3月	(経常利益) 14,595	0	0	12,581
13	4月～3月	(経常利益) 14,832	0	0	13,904
14	4月～3月	(経常利益) 6,620	0	0	5,053
15	4月～3月	(経常利益) ▲222	120	50	472
16	4月～3月	(経常利益) 5,074	1,441	762	1,690
17	4月～3月	(経常利益) 7,279	1,492	791	3,172

- (注) 1 「日本銀行の事業概況」による。  
 2 平成10年4月1日改正日本銀行法の施行に伴い、日本銀行の事業年度の期間は、平成9年度までの6月から平成10年度以後は1年に変更された。  
 3 平成12年度から平成15年度までの地方税の額については、東京都及び大阪府の外形標準課税による法人事業税分を除外している。

日本銀行国庫納付金算定方法

- ① 収 益
- ② 費 用
- ③ 利 益 (①-②)
- ④ 納税引当金 (課税対象)
- ⑤ 内部留保
  - 償却準備金 { 外国為替変動準備金…… (課税対象)
  - { 貸倒引当金…… (非課税) → 法人税法52
  - 法定積立金 (剰余金の100分の5、日銀法53①) (課税対象)
  - 別途積立金 (財務大臣の許可 " 53②) (課税対象)
- ⑥ 配 当 金 (年100分の5以内 " 53④) (課税対象)
- ⑦ 当期剰余金 (③-④-⑤-⑥) → 国庫納付金 (日銀法53⑤) …… (非課税)
  - ↳ 課税所得の算定上損金に算入される。(日銀法53⑦)

